

◎議 事 日 程（第3号）

平成28年6月6日（月曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（19名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
6番	高松幸雄君	7番	山岡幹雄君
8番	大野則男君	9番	加藤敏彦君
10番	真野和久君	11番	河合克平君
12番	島田浩君	13番	杉村義仁君
14番	鬼頭勝治君	15番	鷲野聡明君
16番	八木一君	17番	石崎たか子君
18番	堀田清君	19番	大島功君
20番	大宮吉満君		

◎欠 席 議 員（1名）

5番 竹村仁司君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永貴章君	副 市 長	鈴木睦君
教 育 長	加藤良邦君	会計管理者兼 会 計 室 長	村津友章君
総 務 部 長	佐藤信男君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教 育 部 長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消 防 長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤辰明君	財 政 課 長	伊藤長利君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤敏彦	議 事 課 長	加納敏夫
書 記	服部芳樹	書 記	服部陽介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

5番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

質問順位7番の10番・真野和久議員の質問を許します。

10番・真野和久議員。

○10番（真野和久君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

今回の一般質問は2つ。1つ目は市の防災対策の充実を、それから2点目が巡回バスの充実についてであります。

まず、市の災害対策の充実をという点で3点質問をしたいと思います。

4月の14日に熊本県を中心にマグニチュード6.5、最大震度7の地震が起こりました。大変大きな被害が今回出ました。さらに、16日にもマグニチュード7.3、最大震度7の地震が再び起こるということで、被害がさらに大きく広がったのが今回の熊本県の特徴であります。被災をされた方々には心からお見舞いを申し上げたいと思いますが、本当に今回の地震の中で大きく注目されたのが、住宅の耐震改修の問題です。

これまでも、愛知県は耐震改修については、整備を急ぐように施策が進められてきましたが、東北の地震のような大きな津波の被害もあって、そちらのほうに目が奪われるという状況もありました。しかし、当然どちらも大事ですけれども、やはりまずは大きな地震の中で家が潰れずに、そして命が助かるという耐震改修は、まずは基本であるという原点に立ち返って今回の質問をしたいと思います。

愛知県は、現在、平成32年までに耐震化率を95%まで上げるという計画を出しています。それは、愛西市も同様であります。まず、愛西市の民間住宅の耐震化の状況をどう評価しているかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目として、避難所などの対応の問題です。

熊本地震では、2度も大きな地震と、たび重なる余震の中で多くの避難者が出ています。夜、

家に帰るのが怖いということも含めて、市の駐車場などに車で寝泊まりをしている方もたくさん見えたのが今回の状況です。市の指定避難所の体制、こうしたことが大きく問われています。

愛西市においても、市の指定避難所の体制、また備蓄品などの体制は十分でしょうか。今回の熊本地震の教訓を踏まえて、さらに充実させる必要がないかお尋ねいたします。

3つ目として、市民の方から聞いた防災対策の要望について、まず1つ取り上げたいと思います。

愛西市では、津波が起こった場合などにおいて浸水が予想をされています。また、集中豪雨などの大雨のときの浸水などももちろん予想されていますが、そうした中で愛西市は、地域の公共施設等に海拔表示、ゼロメートル表示などを整備はしてきました。しかし、一方で愛西市民の中からは、もっと目のつくところにたくさんこうした表示をつくってほしいという声が出ています。

日本共産党は、今回、永和地区の県の防災拠点の整備が発表されたのを機に、その地域での、特に防災拠点の整備に関する皆さんの声を聞くためにアンケートを行いました。その中でも多く出されたのが、この海拔表示をもっとふやしてほしいという意見でした。中には、愛西市にはあんまり見られないけれども、蟹江町にはたくさん見られるのでつくってほしい。また、最近では、津島市に表示があるのに愛西市にはどうしてないのかというような声も出ています。

今の公共施設への表示だけではなくて、電柱などへの多くの人が目にするところでの海拔表示をふやすことを提案したいと思います。

次に、2つ目の巡回バスの充実についてであります。

これについて、2点質問をいたします。

1つは、巡回バスの見直しの時期の問題です。

平成26年の巡回バスのコースとダイヤの改正で、市民の皆さんから聞く声としては、買い物に行けるようになった、行きやすくなったという評価をする点と、その一方で、バス停が遠くになったり、あるいは廃止されてバスに乗れなくなったという声も幾つか出ています。

今回、愛西市は庁舎統合をいたしました。この間の委員会質疑などの中でも、庁舎統合を機に今後巡回バスの見直しをしていきたいというような答弁もありましたが、巡回バスの現状と、そして統合庁舎を踏まえた見直しの考えについて、改めてお尋ねしたいと思います。

それから、巡回バスの2点目として、バスの安全性の問題です。

この間、特に高速バスなどでの大きな事故や、また名古屋市などのそうした公共バス、市バスなどの事故が多く報道をされています。そうした中では、バスの運転手の労働環境などが悪いというようなことも上げられていました。こうしたバスの事故がふえる中で、運転手の確保や安全点検の強化が今大変求められています。この現状はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

愛西市は、現在巡回バスを委託していますけれども、バス運行管理者の設置や毎日の点検体制など十分とられているのかお尋ねをいたしたいと思います。

最初の質問はここまでとして、あとは答弁の後に質問をしたいと思います。

### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、耐震化の状況の評価について御答弁をさせていただきます。

愛西市の耐震化率につきましては、平成28年4月現在で69%となっております。平成32年度までに95%の耐震化を目標に、民間木造住宅耐震化促進のための支援制度を行っております。

平成27年度末までの実績としましては、無料耐震診断が1,393棟、そのうち耐震改修を行ったものが103棟でございます。また、耐震シェルター設置が1件、防災ベッド設置が2件となっております。まだまだ耐震化が進んでいない状況であります。

### ○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうからは、避難所の対応というようなことでございます。

愛西市の指定避難所体制につきましては、災害対策基本法の改正に基づきまして、洪水や浸水、津波などの種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所と、被災者が一定期間滞在するための指定避難所をあらかじめ指定して周知すべきこととされました。市では、指定緊急避難場所と指定避難所を平成28年3月に見直しを行いまして、この出水期から運用を開始しております。

それから、備蓄品の関係でございますが、備蓄品につきましては、今回の見直しも踏まえまして、収容可能人数が多い小・中学校への分散備蓄を学校の協力を得ながら少しずつふやしているところでございますが、災害時に必要なもの全てが市で備蓄することは困難であります。家庭だけでなく、地域における共同備蓄、自主防災組織等の体制も促していかなければならないと考えております。

それから、電柱への標高表示の関係でございます。電柱への標高表示につきましては、平成24年に設置希望をいただいた町内に海拔表示看板設置をいたしております。現在のところ、電柱への標高表示につきましては考えておりませんので、よろしく願いいたします。

### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、巡回バスの見直しの中の巡回バスの状況とか、統合庁舎を踏まえて見直しの考えはということに関しまして、まずお答えをさせていただきます。

平成27年度の巡回バスの利用状況につきましては、1日平均390.4人となっております。前年度387.2人と比べまして若干ではありますが増加をしております。ただし、地区ごとで比較しますと減少しているところもあります。統合庁舎となった利用者の動向については、過去の利用実績に加え、平成28年度の実績も含め検証する必要があるため、各地区からの一般代表者や公募委員で構成されている巡回バス運行検討委員会において、その意見や内容を踏まえながら検討し、改善していきたいというように考えております。

また、巡回バスに対する市民の方の御意見につきましては、次回の改正の際に参考にさせていただく予定でおります。

続きまして、巡回バスの関係の安全管理の点をまず御答弁させていただきます。

バスの運転手について、運転経験者もしくは十分な職員研修を行った上で運転適正者を各バスに専任運転手として配置することとしており、現時点では支障なく運行されております。

運転手の確保は、業務を行う上での専門的知識で判断され、社員の確保に努めているものと思われ、適正な配属のもと運行業務についていただいております。

運行点検前について、アルコールチェックや車両のタイヤ、ブレーキ、ランプなどについて、毎日確認を実施しており、定期的にミーティングで道路状況の報告や注意事項の確認を行っております。

また、巡回バスは、道路運送法の適用外で愛西市が無料で運行しているものでありますが、契約の上で道路運送法に定める規定に準じて安全管理に努めることとなっております。

また、車両の管理運行に当たっては、自動車製造業者作成の取り扱い説明書に記載された事項及び交通関係諸法令を遵守し、安全運転と事故防止に努めるほか、車両の保全に万全の注意を払うこととなっております。

次に、バス運行管理者の設置や毎日の点検の体制を、こういった御質問に答弁させていただきます。

バスの運転手は、人命を預かる以上、健康な状態で運転をすることは言うまでもありません。受託者は、運行管理者を設置することとしており、市との連絡調整を密に行い、効率的、効果的に業務を行うこととなっております。また、安全な運行のためにも、運転手の健康診断や車の法定点検など、法で定められている内容については遵守することが条件となっております。

毎日の点検についても、運行管理報告書の中でタイヤやブレーキなどを毎日の点検項目として定めており、運転手自身により点検を実施し、実施運行前点検車両管理者の確認を受けております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきたいと思います。

先ほどの答弁の中でも、愛西市の耐震化に関しては現在69%、これを32年までに95%まで持っていくという形になっていますけれども、問題は、やはりそれをどういうふうに行っていくかということになってきます。特にそういった中で、愛知県も平成32年までに95%ということで、今さまざまな方策を検討しているということもこの間聞いています。

特に、これまでも本議会の中でも提案をしてきましたが、いわゆる民間住宅の耐震化推進のために、現在ではいわゆる一度に耐震化強度を1.0まで上げるのではなくて、段階的に改修をしていく場合の補助や、また、建てかえる場合にも助成を補助をしていくということも国や県は認めています。先日、県の職員にお話を聞いたところでは、なかなか市町村レベルでそうしたことをやっていただけたところが少ないというようなこともお話をされていました。当然、国の耐震化の助成などについては、そうした建てかえなどにも使えるということも伺いました。ぜひともこの愛西市においても、早期に耐震化率を上げて、いわゆる家屋倒壊による死者を出さないために積極的に取り組んでいくべきではないかと思いますが、その点についての考えを伺います。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、お答えをさせていただきます。

段階的改修とは、第1段で判定値1.0未満でも補助金を出し、第2段階で判定値1.0以上にするという、2段階で耐震改修工事をするものに対して補助金を交付するものでございます。2回にわたり耐震改修工事をするようになるため、近隣では蟹江町が制度を設けていますが、まだ実績はないということでございます。その他の近隣の自治体、稲沢市、飛島におきましても、制度の充実に対して実績がないということでございます。

建てかえについては、現在国の補助のみですが、県の補助金制度の拡充状況を見ながら検討することを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○10番（真野和久君）

今、特に部分改修に関しては、便宜的に2段階という形で、できるだけ倒壊しないようにという側面もあると思うんですね。そういった点で、1まで届かなくても、まずは一定強度まで上げていくという方向性も出されていると考えます。と同時に、特に建てかえということに関していくと、やはり現状でいくとなかなか耐震改修をして、既存の住宅を補強する、それにやはり100万とか200万とかいう形になってくるとなかなか難しいので、大体耐震改修をやられる方というのは、いわゆるリフォームをされるときに一緒にやるということになる方が多いというのが現状ではないかというふうに思います。

ただ、愛西市の中では、最近空き家の問題なども顕在化していますが、そうした中でいわゆる住みかえとかそうした促進をしていく、特に地域、若い方にたくさん愛西市に来てもらおうと思えば、例えば中古住宅を買っていただいて、そうしたものをやはり改修するとか、またそういったものをライフスタイルにあわせて建てかえるとかというようなこともやはり考えられるというふうにも思うんですね。

実際、耐震改修は愛知県内でも進んできているのは、耐震改修を行っているだけではなくて、新規の住宅やまた建てかえなどは進んでいる側面もやはりあります。愛西市の中でもそうした住宅の開発の促進という点でも、そうした建てかえなりしっかりと補助をしていくということは重要ではないかというふうに思います。

これは先ほど申しましたが、例えば空き家などを売って、そうしてもう一遍建てかえで出してもらおうというようなことでも有効だと思いますので、その点も含めて県の補助を待つというのか、県の補助が出たら検討したいというのはいいですけども、それだけではなくて、やはりそうした補助制度が整う前に、愛西市としてもそうしたことをやっていくことをぜひとも検討していただきたいと思います。愛西市は、独自助成が減額されてしまったという状況もありますので、そうした点でも対象を広げていくというようなこともできると思いますから、その点での考え方はどうでしょうか。市長どうでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

耐震化につきましては、やはり国も県も、そして我々市もできるだけ耐震化率を上げることは、重要な事業であるというふうに思っております。それぞれの市民の皆様方、御家庭の事情もございまして、市がいろいろな面でPR等もしておりますけれどもなかなか進まないとい

う状況でございますし、また県や国の補助制度につきましてもいろいろな課題が出ているということは、先ほど部長からも答弁をさせていただきました。そういった課題等をしっかりと我々も研究しながら、やれるべきものは進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

やれるべきところは進めて、それは当然やっていただかないと困るんですけども、ただ、やはり本当になかなか県のほうのあれを待つのではなくて、やはり一刻も早く市独自にやっていくことが重要だと思いますので、その点をぜひもう一度検討をお願いしたいというふうに思います。

2点目として、避難所対応ということであります。

先ほどの答弁の中でも、今回新たに地震ハザードマップを市は作成をして、全家庭に配付をされました。愛西市の広報やこのハザードマップの中で市の指定避難所等、それからいわゆる緊急時の避難所についても、それを明確にして一覧で出されています。そうした点は評価はできるとは思います。

ただ、そうした中で、今回特に熊本の場合だとやはり多くの方が、想定以上の方がというか、現状見る限りですが、非常に駐車場などに避難をされたりとかということがたくさん見られました。その中で、避難支援物資などがなかなか到達しないというような課題も出ています。

特に今回は2度目の大きな地震で、1回目の地震では何とか持ちこたえた家が、これは基本的にいわゆる耐震強度はあったにもかかわらず、1度目で強度を失って、2度目で倒壊というようなこともありました。また、土砂崩れの危険性などもあって、家が大丈夫でも住めない方も多く見えるということも聞いていますが、やはり2度目のところで家が潰れてしまうということを見ると、耐震化率を上げるのは非常に重要で、まずは生命を救うことが重要なんです。その後、いわゆる自宅避難ということがなかなか難しい現状も今回明らかになったんじゃないかというふうに思います。

そうした点で、現状愛西市は、例えば備蓄食糧といったものがその点で大丈夫なのか、あるいは避難所体制そのものが現状の中で十分収容できるのかということが大きな課題になってきますので、今後そうしたことの見直しということが必要になってくるとは思いますが、その点についてちょっと考えていただきたいのと、それともう1つは、やはりそうした指定避難所ではなくて、近隣の近所の公園などに避難をして、そこで地域の方で協力して避難生活をされるということもやはり多々あるのではないかというふうに考えられます。これは、今回の熊本だけではなくて、かつての阪神大震災のときもそうした形が多くありました。そして、そうしたところに対する課題というのがやはりあります。避難所であれば物資は届くけれども、自宅避難をされている方とか、また指定避難所ではない、そうしたところで避難生活をされている方々というのは、やはりその点でなかなか物資が届くかどうか非常にポイントになってくるわけですね。そうしたところへの対策というのを愛西市としてはどのように考えているのかお尋ねします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

お尋ねのまず備蓄品の関係でございますけれども、非常食にありましては、災害時1万6,000人を対象として、市の備蓄としては2日分を備蓄しております。それに御家族、御自宅での備蓄を1日分くらいは用意してくださいというお願いはしております。それが対応できれば、3日分の備蓄は対応かと思っております。

それから、指定の避難所以外の避難者、公園とか道路とかという方につきましては、たしかに避難所ではありませんので状況がわかりにくいと思いますが、被災の際にそういった実態をいち早く把握できるように準備をしたいと思っております。以上です。

○10番（真野和久君）

備蓄品については、今1万6,000人掛ける3食分が2日というのが基本になっているとは思いますが、それは基本として、今後どういうふうに充実していくか、またぜひ検討していただきたいというふうに思います。当然、個人の皆さんに、各家庭の皆さんに食糧備蓄をしていただくというようなことは重要ですので、そうしたことも含めながら、そういったものをどういうふうに活用するかも含めて非常に大事だなというふうに思います。

先ほど、指定避難所以外のところに避難された方に関しても調査して対応したいということでありましたので、ぜひそうした体制をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。そういったことでは、例えば防災計画などにそうした臨時的な指定というのはいり得るということとか、それから、そうしたことに対する対応などもぜひ今後書いていくことが必要ではないかというふうに思いますので、そうした点もどうなのか答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、やはり市民の方の中では、避難所運営などの訓練なども今行われつつありますが、避難所の中でも、物資、支援ということに関しては考えられていますけれども、やはりそうした中で意識として、自宅避難あるいは周辺で避難されている方々に対する対応というものを含めて避難所としての対応が非常に重要になってくるので、そうしたところでの連携とか訓練への踏み込み、そうしたことも検討していただきたいというふうに思いますが、その点はどのようにか。

○市民協働部長（猪飼 明君）

指定避難所以外の先ほど言いました公園とか駐車場とかというようなところの避難者に対する対応につきましては、防災計画の中にそういった方についても必要な措置を講じるという記載がございます。ただ、具体的な内容がございませんので、必要な措置を講じるということでございます。先ほど言いましたように、実態把握に努める必要がまず大事だというふうに考えております。議員おっしゃいましたように、今後の地元の防災訓練などにもそういったことも踏まえて活用していただければと思っております。以上です。

○10番（真野和久君）

また、避難所体制の充実というところで言いますと、例えば富吉近くの方から、蟹江のほうには、例えば希望の丘とか、それから大きな高い高層マンションなどがあって、そうしたところ



ろが目の前にあるんだけど、愛西市の避難所はとっても遠いので、そういった場合は逃げられないんだろうかというような声もあります。また、例えばうちの近所といいますか、例えば町方地区でいくと、草平小学校とか佐織西中学校が避難所にはなっていますけれども、例えば目の前に津島北高校があつて、そうしたところには逃げられないんだろうかという質問をよく受けます。本来県立高校であれば、県の指定の避難所なので入っていいと思うんですけども、やはり津島市との関係があつて遠慮されているというようなことがあるし、愛西市の、例えば今回のハザードマップなどでも、指定避難所として明確には書いてないというような問題もあります。これは、当然近隣市町との関係があると思いますが、そうしたことができるということも含めた、避難ができるかどうか、そうしたことについて、またそうした近隣との協定などがあるのかどうかについてお尋ねをします。

#### ○市長（日永貴章君）

1点目ですけれども、災害はいつどこで発生するかもわかりません。市民の方が必ず市内にいるとは限りませんので、やはりそこに、例えばお仕事で市外に出ていけば、そこで災害が発生すれば、そのところで多分避難されるということでございますので、基本的な考え方として、やはり協定があるないにかかわらず、その起きたところにいた場所で、自分の身は自分で守ることが基本でございますので、それは市内に見える方は市内の避難所にそれぞれ避難をされるということと、あと自分が近いと思って安全だということにやはり避難することが基本だというふうに考えておりますので、まずは私からはそのあたりだけしっかりと認識をしていただきたいというふうに思います。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

今市長が申しあげましたとおりに、いざ災害の場合は協定の有無は関係なく、避難できる場所に避難していただきたいという気持ちは担当としても思っております。

ただ、それとは別に海部津島地域での相互応援に関する協定は結んでおります。それから、近隣で見ますと稲沢市とも協定は結んでおりますので、よろしくお願いたします。

#### ○10番（真野和久君）

当然、どんなところでも、まずは自分の命は自分で守るというのは基本ですので、必要なところに避難をするというのは当然ですが、ただやはり当然行政的な区分けの問題とか、そうしたところで大丈夫なのかなという不安が市民の皆さんにはあるんだということは理解していただきたいし、そうしたところで先ほど言われたような形の中で大丈夫だよということを、市としてもちゃんとPRしていただければというふうに思います。

それから、福祉避難所内の福祉避難スペースの確保や、障害者などへの対応についてお尋ねをしたいと思います。

これも以前もお話をしたんですが、やはり震災直後ですと、例えば協定を結んでいる介護施設や高齢者あるいは障害者施設の中でも、当然地震などの広域災害の場合には、やはり職員の方も被災者で、当然施設も被災し、またその施設の中のスタッフの方々も被災者である以上体制が十分とれるかどうかというようなこともあつて、なかなか福祉避難所などへの避難してく

ださいというあれや、開設ということが難しいというのが現状です。そうした中で京都府などでは、いわゆる一般の避難所の中にそうした福祉避難スペースを設けるというようなマニュアルもつくって対応をしていますが、愛西市、以前も質問しましたがけれども、やはりそうしたことをやっていくのは必要ではないかと思しますので、その点での対応についてお尋ねをします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

避難所内の福祉避難スペースというお尋ねだと思いますけれども、そういったものの確保につきましては、例えば学校の一つの教室を福祉避難スペースとして確保することも可能かと思われれます。その中でも障害者などへの対応につきましては、配慮が必要な人の情報把握をいたしまして、避難者の事情に合わせた配慮を行い、必要によってはその後、福祉避難所、医療機関に移動できるような連絡調整をすることが必要であると考えております。

#### ○10番（真野和久君）

学校の一教室などを福祉避難スペースとして確保することは可能であるということで、以前よりも前向きな答弁でよかった、いいなというふうに思います。要は、その中で例えば本当に避難されている皆さんでそうした協力ができるかということが非常に課題となってきます。社会福祉協議会などが今そうしたときのボランティア、福祉ボランティアなども今募集をしていますが、これも、やはり避難所の訓練なども含めて、また市もそうした関係機関と協力しながら、避難した場合の避難スペースの運営なども考慮した体制をぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

次に、先ほどの標高表示のことについて聞きます。

先ほど愛西市は、公共施設のほうへやったのでというお話で今のところ考えていませんということでありましたが、津島市に取り組みを伺いました。平成27年、昨年ですけれども、その前にある自主防災会でやられたそうです。それと同じようなことを市全体でやれないかということで取り組まれたそうで、この海拔表示シール203枚を設置したということでした。これは、津島市と各自主防災会のところで、どこにシールを張るかということ協議をして、場所を特定して、そしていわゆる電柱ですね、張るところ。電柱なので、中電と交渉をしたと。大体3カ月ぐらいかかったと言われていましたけれども、中電からはいいですよということで、ただし、地面から1.4メートルのところをそろえて張ってくださいねという注文がついたという話ですが、そういう形で許可をもらって、シールを印刷して、市の職員と自主防災会で協力して張ったそうです。市の職員の方は、住民がかかわることで非常に住民の意識も変わったんじゃないかという評価をされていました。経費もシール203枚で12万5,186円ということで、非常にかなり安く啓発ができるんじゃないかなというふうに思います。1枚当たり571円プラス消費税ということでした。

なので、愛西市公共施設のところに表示をしたのは、あれはあれでとてもいいことなんですけど、ただやはり日常生活の中で、そうした地域の状況というのを理解してもらうということは非常に重要ではないかというふうに思うんですよ。だからこそ、常に自分の家の周りや何かこうした表示があるということは、自分らの災害の自主防災啓発とか、あるいは自主防災な

どでも取り組みをやっていく上でも非常に有効ではないかというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、愛西市は、つい先日、地震ハザードマップというのを各家庭に配られました。非常にいい取り組みだというふうに思います。これをあけたときに、問い合わせとしては、何で愛西市の半分しかないのという話もありましたが、これはできるだけ地図を大きくということで、それはそれでいいとは思いますが、この地図を2枚合わせて比較してみると、愛西市の北部と南部で非常に状況が違うというのもわかります。これ北部の地図ですよ。地震時のいわゆる浸水の可能性というのは、本当にちょろちょろと下のほうにあるという状況ですが、これが南部のほうに行きますとこういう状況ですね。まさに真っ赤という状況なんですね。だから、これを見れば本当に地域に住まわれている方は、非常に浸水の可能性があるんだということがわかるということで、それで日ごろから備えていただくという点では非常に有効な資料だなというふうに思われますので、ぜひ地域でも活用していただきたいと、出すだけではなくてというふうに思いますが、そうしたことを踏まえても、やはり今提案、お話をしましたこの海拔表示というのをあわせてやっていくことというのは非常に大事ではないかなというふうに思うので、その点についても一度再度確認をしたいと思います。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

津島市の例を挙げていただきまして、それから最初に蟹江町もというお話もありました。近隣のお話でございますので、津島市、蟹江町の内容をよく勉強をして取り組むべきか検討したいと思いますし、ただ先ほども言いましたように、4年ほど前に、地域の重立ったところに海拔表示をさせていただいた、それとの絡みもありますので、検討していきたいと思っております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

せっかく4年前にやったのにという思いもあるかもしれませんが、やはり有効な手段だと思いますので、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどのアンケートの中で多かったのが、海拔表示のところにあったのが、ボートをとこところに置いてほしいという意見でした。現在、ゴムボートが愛西市でいういわゆる消防団の事務所などに設置をしてあるとは思いますが、例えば自主防災会の倉庫とか、また公共施設など、本当は浸水しないところにあるといいんですけども、そうしたところに置いて、いわゆるふやしていくということの考えはないのかどうかについてお尋ねをしたいと思っております。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

ボートの備蓄につきましては、ゴムボートとおっしゃいましたが、従来からのアルミボートも備蓄品としてはあります。市の管理の中で申し上げますと、市の備蓄施設8カ所がございますが、そこにアルミボートが16艇、それから消防署の管理で、本署、分署2カ所にアルミボートが3艇、ゴムボートが2艇、それからFRPのボートが1艇保有しております。それから、議員おっしゃいましたように、各消防分団18カ所にそれぞれアルミボートとゴムボートが1艇ずつ保管しております。その状況が多いか少ないかということはまた随時検討していきたいと

思います。

**○10番（真野和久君）**

もちろん水が浸水を始めているときとか、水が流れがあるときには避難はできないので、その点は当然考えつつ、やはり浸水した後の中でボートを使っていくということが重要なので、ボートをふやしていく、また、例えば防災訓練などで消防団の方と一緒にそうしたボートの扱いなどを練習するとか、そうしたことをぜひとも検討していただきたいなというふうに思います。

次に、巡回バスについてお尋ねします。

先ほどいろんな御意見を踏まえて、巡回バスの検討委員会の中で改善を図っていききたいということでありましたが、ただ、やはりバスのルートの問題や、それからバスに乗れなくなったということでのバス停の問題というのは非常に重要だし、待たなしのことだと思えます。そうした点での見直しということが大事だというふうに思いますので、その点についてはどう考えていますか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

巡回バスのルートや時刻表の見直しということでございますが、先ほど御答弁をさせていただきましたが、28年度の実績も踏まえて、今後検討委員会のほうで検証していきたいというふうに考えております。以上です。

**○10番（真野和久君）**

非常にこのバス停の問題というのは大事で、特にこの間の要望の中でも、庁舎が統合されたことによって、やはりここの本庁に来る用事がふえるんじゃないか、いろんな手続もしたいということで、以前のような庁舎の巡回バスは復活しないのかといった声とか、それからやはり津島の市民病院や津島市などに乗り入れというのはいつになったらできるのかというような声もあります。そうしたことも含めて、やはり早期に大きな見直しをしていくということが必要ではないかというふうに思うんですが、その点について再度お尋ねします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

まず最初に、庁舎間ルートの関係でございますが、平成21年から平成26年3月までは、4庁舎を結ぶルートがございました。ただ、利用者が非常に少なかったというようなこともございまして、巡回バス検討委員会に諮り、廃止した経緯もございます。

現在の巡回バスのルートにつきましては、公共交通を利用することも含めて、ほかのルートでこの統合庁舎のほうへ来ていただくことが可能な、そんなコースにもなっておりますので、今後そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

市民病院とか海南病院の関係でございますが、これもまた巡回バス検討委員会のほうで順番に検討していただくといいのかなと考えております。

**○10番（真野和久君）**

検討していくのはいいんですけれども、ぜひ、実際にどういうふうに運用していくのかも含めて、やはりしっかりと対応をしていくことが必要ではないかと思えますので、その点ちよっ

と早期に見直しに入るとか、もう一度考えていただきたいと思います。

それと同時に、今の改善というところでも、例えば区域を決めて当然幹線道路などでは難しいですが、町内の道路のほうであれば当然バスのスピードもゆっくりですので、区域を決めて、バス停でないところでも手を挙げた方を乗車を認めるなど、そうしたことというのは検討できないのでしょうか。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

バス停でないところでの御乗車をということでございますが、バスの運行に関しては、安全が第一と考えており、バス停でないところにバスをとめると交通事情により危険が伴うことが考えられます。また、区域を定めて行うのであれば、当然その地域の方の御理解と御承認を得ることも必要であり、個々の都合で乗車等を認めれば、全体の運行にも支障が出てバスダイヤに影響を与えます。公共の乗り物としてふさわしいことではないと思います。また、他の利用者からも理解が得にくいのではないかと考えております。以上のようなことから、バス停以外の乗りおりについては事故防止などの観点から認めることはしておりません。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

当然事故などに配慮することは当たり前のことでありますが、ただ、やはり今回バスのダイヤを改正する場合に時間がかかるということで、大きくバス停を減らしました。そうした中で、非常に皆さん困っているという現状をどう解決していくのかということがやはり非常に重要になってきます。そういう点で、やはりそうしたことというのも一つは案としてしっかり検討していただきたいなというふうに思います。

やはり愛西市の巡回バスを考える場合に、特に交通弱者、高齢者とか障害者とかそういった方々が外出をしやすような環境にしていく、そして健康になってもらうということが基本的な視点として欠かせないことだというふうに思います。バスの本数もふえて、回数もふえて便利になれば当然いいことではありますが、やはりどういったところの方々を対象にしてバスを運行するのかということが非常に重要になってくると思いますので、全ての人にいい顔をして、みんなにとって利用しづらいものになってしまいますが、本当に必要な方々に対して必要な体制をとっていくということが重要だというふうに思います。

そうした点で、例えば清須市などでは、いわゆる有料運行していくところでは、やはり地域交通会議というのを設置しなければなりません。そういう中では、市民だけじゃなくて、例えば交通事業者とかいろんな方々に入ってもらって、そういった地域交通を検討するわけですが、そうした中では、例えば地域の公共交通網の形成計画などもつくらなきゃいけません。これをやれということではないんですが、ただ、この地域公共交通網の形成計画そのものについては、非常にいいものだなというふうに今回見せてもらって非常に思いました。この中で、大事なことは何かといいますと、そこで検討されているのは、対象となるいわゆる公共交通、巡回バスだけではないんですね。市内のさまざまな公共交通を考えているわけです。

例えば自転車に安全に乗れるかということも含めて、あるいは鉄道などもしっかり乗れるよ

うなことも含めて地域交通全体で考えているということが非常にいいところだなというふうに思います。

国のほうの方針では、例えばまちづくりとか観光振興などの地域戦略との一体性を確保しなさいとか、地域全体を見回した総合的な公共交通ネットワークをつくりなさいとか、それから地域特性に応じた多様な交通サービスを組み合わせなさいとか、住民の協力を含む関係者の連携をしなさいとかという方針のもとに、どんな対象者にはどんな交通手段が必要かということを一応検討して総合的につくっているわけですね。

当然、清須市でも愛西市と同じような巡回バス、いわゆる「あしがるバス」というものだけではなくて、これは当然高齢者とか障害者に使っていただくというだけでなく、あそこは観光がメインですので、観光も含めた形でやられているわけですが、そういったバスだけじゃなくて、例えばうちもやっているようなタクシー助成とか、あるいはガソリン助成とか、あるいは福祉有償運送とか、自転車の通行の通行路の整備とかさまざまなことを、あるいはレンタサイクルとか、そういったさまざまな手段を検討しながら、先ほど言ったようなどんな対象者にはどんな利用をしてもらうのかということを検討しているという点では非常に重要で、愛西市でもやっていることはいっぱいあるんですね。

ところが、何か愛西市では、公共交通の中に巡回バスに何でもかんでも押しつけているような感じがするので、やはり今回こうした、例えば愛西市の地域全体の中での地域交通網という形で、巡回バスのどういうところにポイントを当てるのか、そこに活用できない、利用できないような方々が困っている方々をどういう形でフォローするのかということを全体的にもうちょっと広いところで検討していくことも非常に重要ではないかというふうに思うんですね。特に、今の巡回バスの運行委員会という中での議論だけではなくて、そういうもうちょっと広い視点での検討、専門家も入れた広い検討をやはりやっていくことが必要ではないかと思うんですが、その点についての見解をお尋ねします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

先進地の事例の紹介をいただきましたが、貴重な御意見というふうで賜っていきたいと思います。行政には、それぞれの地域にはその地域の実情がございますので、そういった地域の実情、愛西市の中でも地区によってかなりの実情が違うというふうにも理解しておりますので、今後、先ほどの貴重な意見を参考にしながらも、愛西市は愛西市独自で地域の実情に応じたこういった巡回バスのほうを検討していきたいと、このように考えております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

ぜひ、まさに本当に困っている方にとっては待ったなしのことですので、いろんなさまざま形で進めて、すぐにでも進めていただきたいなというふうに思います。

それから、バスの安全の問題です。

先ほど業者の方々も運行管理ちゃんとやられていますよという話がありました。あと、やはりこれをしっかりと愛西市が責任を持って監督していく必要があるので、例えば愛西市としてそうしたことに書類的だけのチェックではなくて、実地での点検とかそういうのをやっている

のか、またそうした必要性についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

運転手のチェック関係でございますが、愛西市はバスの保管場所が佐屋と佐織の2カ所となっているため、それぞれ運転手の中で代表者を定め、代表者によって運行前にさまざまなチェックを実施しております。代表者が会社への報告をし、運行管理者は、市と連絡調整を密に行っております。市職員による直接的なチェックは行っていませんが、契約上、運行管理者は市と連絡をとる体制になっております。以上です。

○10番（真野和久君）

ぜひ、直接のチェック等もやっていくことも含めた強化の検討もお願いをしたいというふうに思います。

あと、本来やはり今、バスの運転手さんの雇用に関して言うと、なかなか指定管理と経費等の関係から、運転手さん等のバスの免許を持っている方でない方もおられます。別にそれで法的に問題はないんですけども、やはり安全に運行していくという点では、運転手さんに対するちゃんとした雇用ということが非常に重要となってきますので、そうした市としてやはり直接雇用をしていくことが必要ではないかと、また経費の削減という意味では、バスのリースターなども含めて検討してはどうかと思いますので、その点についてお尋ねをして、私の質問を終わります。

○総務部長（佐藤信男君）

運転手の関係でございますが、市で直接雇用するよりも経験や実績がある運行管理業者のほうが人材が豊富であり、安全に運行が行われるものと考えてございます。契約の金額等の問題につきましては、その企業の努力といいますか、そういった面もございまして、若干難しい点もあるのかな、こんなようなふうに考えております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

それでは、10番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時10分からにします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位8番の11番・河合克平議員の質問を許します。

11番・河合克平議員。

○11番（河合克平君）

市民の声を市政に生かしてほしいという思いを込めて質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

今年の28年度の予算編成に当たり、企業誘致や防災対策、そして健康づくりの政策を市の最重要課題とするということを表明をし、この28年の予算も提案もされ、決められたところであ

ります。

その一つである企業誘致にかかわる市税の負担というのをこの場で確認をし、愛西市の将来について憂慮する点があるのではないかとということで明らかにしていきたい。また、平成26年度から子育ての支援や、学校教育補助金の状況を確認し、少子・高齢化、人口減少が一層進む中、この愛西市の現状の解決のために、また、よりよい愛西市、子育てしやすい愛西市、住んでよかった愛西市と言われる将来の愛西市のあり方というものを展望していきたいと考えます。また、地方自治法の第1条の2には、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると規定しています。そのことを考えに入れながら、さまざま質問させていただきますのでよろしくお願いします。

まず第1に、企業誘致にかかわる市税の負担についてお伺いいたします。

開発準備の費用や道路、土地収用、また排水、給水、水道費用や企業誘致にかかわって奨励金というのを9月の議会で決定をしておるところであります。そういった奨励金の予定金額など市税で負担をする金額を確認をさせていただきます。

また、企業誘致によって固定資産税の収入がふえると見込まれております。大体予測で構いませんので幾らぐらいの規模となるのかお教えてください。そして、支出と収入を考え、何年ほどでその市税支出が賄えるものなのかということもあわせてお伺いします。

次に、最重要課題ということで企業誘致を行うということですが、この間ずっと質問等をさせていただいておりますが、子育て支援や学校の教育補助金についての負担増とこの間なっておるところもあります。そのことについてもお伺いいたします。

まず、学校教育の補助金を削減を平成26年度からしております。その負担増となる費用を平成26年から28年まで教えてください。また、保育料を値上げをする条例が27年には据え置かれ、28年、29年、30年と値上げをすることとなっておりますが、その金額についてをお伺いいたします。また、27年度からなくなった第3子の祝い金の廃止の金額についてもあわせてお伺いいたします。また、市民にとって医療費の窓口負担について大変だということで市民の方の意見をお聞きします。年代ごとの窓口の負担の状況をお伺いをいたします。

そして、最後に、過去に行ってきた質問についてお伺いします。

まず佐屋駅の整備についてですが、昨年、駅の安全対策を進めるということで市側は表明をしまりました。部長がかわられる中で、現状の危険性の認識と進捗等の確認をさせていただきます。また、新庁舎の周辺の交通安全対策についても質問をし、確認をしまりました。現状、統合庁舎になり4月から渋滞発生や事故の状況、また危険箇所等についてどのようにしているのか。また、現在の今の状況の危険性の確認についてお伺いをいたしたいと思っております。

さまざま質問いたしました、お答えをお願いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、企業誘致の関係で御答弁をさせていただきます。

答弁に入る前に、簡単にこれまでの経緯を説明させていただきます。

平成25年、地元より市に対し、地区内における企業立地についての要望が地元より提出され



ております。これを受け、愛知県企業庁に工業団地造成事業の要望活動をしてきました。平成26年6月に地域説明を開催し、その後、地権者と企業庁の間で土地売買契約が締結されました。現在は企業庁が事業主体となり、竣工に向け、造成工事を進めている状況でございます。

次に、企業立地にかかわる一般会計の歳出についてでございますが、24、25年の決算では、該当がございません。26年度決算につきましては、決算書にも記載のとおり、地区計画策定業務委託料361万8,000円、土壌調査業務委託料189万円、埋蔵文化財調査委託料4,801万2,480円、合計5,352万408円でございます。

続きまして、27、28年度の予算についてですが、審議いただいた予算書のとおり、27年度予算、公共嘱託登記事務委託料150万円、埋蔵文化財調査委託料850万円、これは報告書の作成でございます。測量設計等委託料410万円、土壌調査業務委託料50万円、鑑定評価委託料86万円、合計1,546万円でございます。次に28年度でございますが、排水路つけかえ工事としまして1億3,500万円、舗装工事60万円、計で1億3,560万円でございます。27年度、28年度合計で1億5,106万円となっております。

次に、企業立地条例による奨励金の予算でございますが、27年度9月議会でも答弁させていただきましたが、具体的な企業が確定しておらず、額を特定することは困難ですが、弥富インター周辺の物流施設をベースに試算をさせていただきました。

立地企業が納めた固定資産税相当額を交付する立地奨励金が3,500万円、雇用奨励金につきましては、仮に7社の企業が立地し、市内在住の新規雇用従業員を各20名雇用したといたしますと2,100万円となります。31年に操業を開始した場合、32年度からの課税となり、その翌年の平成33年度から奨励金が交付されることとなります。立地奨励金は33年度から35年度までの3年間となりますと、雇用奨励金につきましては33年度、34年度の2年間となります。したがって、33年度及び34年度につきましては5,600万円、35年度につきましては3,500万円となります。合計で1億4,700万円となります。

次に、企業立地にかかわり税金から負担する金額の総合計でございますが、3年間で総額約4億円となる推定をしております。なお、立地奨励金は企業から固定資産税を納めていただき、翌年度に奨励金として交付するものでございます。

企業立地にかかわる収入見込み額でございますが、現段階では、建物、償却資産につきましては未定ですが、土地の固定資産税につきましては1,500万円を見込んでおります。

何年で投資資金を回収できるかという御質問でございますが、固定資産税が5,000万円と仮定した場合、8年間で回収できる計算となっております。以上でございます。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

給水に関係いたします28年度予算でございますが、2,122万2,000円を計上しております。以上でございます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは学校教育関連の補助金の削減ということで、合計額をとということで御質問でございます。

まず平成26年度の決算でございます。キャンプ・自然教室の推進事業補助金につきましては、平成25年度で終了をいたしました。

平成25年度の決算額は、小学校のキャンプにおいては236万9,500円、中学校の自然教室におきましては353万円でございます。平成26年度以降につきましては予算化はしておりません。

近隣市の状況につきましては、津島市、弥富市、稲沢市では実施されておられません。あま市につきましては、修学旅行及びキャンプ等の補助額でございますけれども、愛西市の修学旅行補助額とほぼ同額となっております。

次に、平成27年度予算の関係でございます。小学校の卒業記念品につきましては、平成26年度まで卒業証書ファイルに加え、英和辞典とことわざ辞典を贈呈しておりましたが、平成27年度からはことわざ辞典をなくしております。

平成26年度の決算額につきましては50万9,860円でありましたが、平成27年度以降につきましては予算化はしておりません。

近隣市の状況でございますが、津島市は卒業証書ホルダー、あま市は卒業証書ファイル、弥富市につきましては英和辞典、稲沢市は英和辞典と卒業証書ホルダーの贈呈となっております。

次に、平成28年度予算でございます。小・中学校合わせて14項目の補助金の見直しを行っております。予算の減額総額につきましては362万9,000円の減額となっております。

補助金の削減につきましては、個々の算出根拠の精査、経緯を整理いたしまして、他の自治体の状況等の比較等を踏まえ、具体的な検討を行いましたが、他市と比較しても補助金額としては低い状況ではないと考えております。以上です。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、保育料の平成28年、平成29年、平成30年度の値上げ金額と第3子以降の祝い金の削減金額について御答弁をさせていただきます。

1点目でございますが、市の保育料収入は、保育園児数、認定こども園設置数、保護者の所得階層等、収入の増減に影響を及ぼしますので、平成28年度の予算ベース、同一条件におけます平成27年度から平成30年度の保育料の積算比較とさせていただきます。

それでいきますと、平成27年度の保育料は2億2,227万4,000円、平成28年度保育料は2億3,633万3,000円、平成29年度保育料は2億4,578万7,000円、平成30年度の保育料は2億5,534万6,000円、ただし、平成28年度からは保育短時間、保育標準時間ということで、平成27年度になかった料金差額が発生しております。これでいきますと、平成27年度から平成28年度の保育料増分が1,405万9,000円、平成28年度から平成29年度への保育料の増額分が945万4,000円、平成29年度から平成30年度の増額分が955万9,000円で、これを3年間の増分、平成27年度から平成30年度につきましては3,307万2,000円の増となっております。

2点目の第3子出産祝い金の削減額でございますが、平成24年度から平成26年度の決算額を報告させていただきます。平成24年度は765万円、平成25年度は690万円、平成26年度660万円、以上でございます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から、医療機関の窓口負担について御答弁をさせていただきます。

医療機関の受診時の窓口負担の現状でございます。未就学児及び小学校6年生までにつきましては、子ども医療制度によりまして、所得制限なく受給者証の発行を行っております。したがって、入院、通院ともに窓口での自己負担はございません。そして、同じ制度で中学生につきましても入院の場合も同様でございます。

そのほか、中学生の入院外、それから高校生以上から現役世代の70歳未満の国民健康保険加入者につきましては、基本的に3割自己負担ということになっております。また、70歳以上75歳未満の方で、昭和19年4月1日以前の生まれの方につきましては1割、昭和19年4月2日以降の生まれの方につきましては2割の負担となります。ただ、所得がいわゆる現役並みの所得者の方につきましては、これが3割負担ということになっております。

そして、年齢が75歳に到達をされますと後期高齢者医療制度の適用となります。基本的に窓口負担は1割でございますが、これも国保と同様、いわゆる現役並みの所得者の方につきましては3割負担ということになります。また、65歳以上の方で一定の障害をお持ちの方につきましては、後期高齢者医療制度の対象となってまいりますので1割負担ということになります。そのほか、市では福祉医療制度といたしまして、その受給要件に該当する方、具体的に申し上げますと、制度の名称でいきますと障害者医療、あるいは母子・父子家庭医療、それから後期高齢者福祉医療といったような制度を設けておりまして、こういった制度の対象の方々につきましては、受給者証の発行によりまして窓口の負担はございません。

また、今後につきましてでございますけれども、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の改正等がございますれば、窓口負担も変わるということになってまいりますけれども、そういった部分につきましては現行未定ということでございます。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

次に、私のほうから佐屋駅の関係で認識はという御質問でございますけれども、私としても危険な状態であるということは認識をしております。

次に、庁舎の周辺の関係でございますけれども、27年度までに全ての歩道設置工事等は終了しておりますし、庁舎北側の東西線の市道24号線の一部や、弥富線への取り付け部分のカラー舗装につきましても昨年度完了しております。なお、庁舎に来られる方については交通ルールを厳守していただき、事故防止に努めていただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

では、さまざまお答えいただきましてありがとうございます。

では、再質問をいたします。

まず、企業誘致については、今お話があったとおり、4億円の事業費として、固定資産税が5,000万円とするならば、8年ほどで賄える事業だということで市税を投入をするというお答えがありました。心配するところは、平和の工業地帯で第2期計画がいよいよ始まる状況だということを稲沢市に行って聞いてまいりました。企業誘致がされなくては、それこそ大問題

であります。そういったことでは、本当に今回の企業誘致というのはされるのかどうかということについて一つお伺いをしたい。

また、もう1つ心配なことがありますて、固定資産税が増収をすると地方交付税の減額がされるのではないかとというふうに聞いておりますが、一体、地方交付税は幾ら減額をされ、市の取り分は減額を考慮すると幾らぐらいになるのか、その点についてお伺いします。

以上2点、お願いします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

企業誘致につきましては、今でも企業からの問い合わせがございますので、進めていく考えでございます。以上でございます。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、地方交付税の関係の御答弁をさせていただきます。

地方交付税の性格は、地方団体がひとしく標準的な行政サービスを提供するに不足する財源を補うため、国が交付するものであり、いわば、国が地方にかわって徴収する地方税で地方の固有財源であります。

また、交付決定方法につきましては、その算定方法により税収が伸びれば地方交付税が減ることになりますが、市税等の増収分が全て減るわけではありません。

税収確保や行革努力のインセンティブ、すなわちやる気を損なわせないために一定の留保分が独自のサービスに回せるように算定される仕組みとなっております。地方交付税の交付団体であっても、この留保財源をより大きくしていく努力を積み重ねていくことが重要であると、こういうふうに考えております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

質問に答えていただけていないのでもう一度聞きますが、幾らぐらいの留保財源があるのかという点について金額をお答えいただきたいのと、あと、問い合わせがあるので進めるということでおっしゃっていただいているんですが、当然、問い合わせがあつて進めるのはもちろんなんですが、本当にそれが実現するものなのかどうかという可能性の問題を一つ確認をさせていただきます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

可能性といいますか、現地で既に造成工事が始まっていますんで、これについては進めていくとの考えでございます。

#### ○財政課長（伊藤長利君）

具体的に金額で御提示というお話でございますが、具体的にまだ企業が決まっていないような状況でありまして、どういった企業が来るかによって金額は変わると思いますので、その具体的な時期になりましたらお答えできるかと思っております。ただ、留保財源につきましては、先ほど部長も申しましたように、算入率が75%でございますて、留保財源というのは残りの25%は市のほうに入るというふうに考えております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

では、図1を示します。

新企業地に係る市税の負担額ということで、私の調べたもの等々で表をつくってみました。独自につくった内容です。市の負担額4億円、整備費が2億5,000万円ぐらいかかる、企業立地奨励金が1億500万円ですよと書いてありますね。固定資産税が5,000万円だとすると、推測すると今75%は不算入と、その分だけ減りましたよと。25%分が実質留保財源で、5,000万円だとすると1,250万円が留保財源であります。とすると、大体賄うのに今8年ということだったんですが、市の全体の会計のことを考えると、実に32年かかるというのが今回の状況であります。

順調にいつて平成32年度から、企業立地が進み、された場合、実に32年後、平成64年と、平成であるかどうかかわからないんですけど、そういう状況で私が今50ですので、82歳になるまでこの自主税負担が賄うことができないというのが現状であるのではないかと考えます。そういう中で4億円の市税負担ということですが、その今答弁のあった内容で言うと、約2億円は28年度までで終わりますということと、企業立地の奨励金が1億4,000万円ということなんで、残り5,000万円ほど整備費用がまだあるということのようです。

水道代について2,500万円ほどの負担があるということもお話がありましたが、それは市が負担するものなのか、県が負担するものなのか、企業側が負担するものなのかどうか確認をさせていただきたいです。

また、残りの6,000万円にそれが入っているのであればその金額ですが、そのほかにあるということであれば、何件ぐらいあって、幾らぐらいの工事がまだ残っているのかということについてお伺いをしたいと思います。お願いします。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

給水に係ります企業誘致に伴います配水管の布設がえ工事につきましては、愛知県の企業庁が全額負担いたします。市の持ち出しはございません。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

今の差額の関係でございませけれども、今後、敷地内に調整池というものがありまして、その管理用道路の舗装と、あと市道12号線の側溝の布設がえ工事と後、南河田の交差点改良工事が予定をしております。

#### ○11番（河合克平君）

そうすると、まだ調整池の道路の整備と排水路を新設するというのと、市道から県道にかかるところへの整備がまだこれからだということですが、今申し上げたとおり、市の負担が減れば減るほど賄う期間が短くなるわけで、市民にとっての負担も減る状況があります。そういったことで、水道代の部分については県が負担をするということでおっしゃっていただきましたので、ひとつ安心したかなということではありますが、そのほか調整池は企業誘致地内になるんで、その舗装ぐらいは県に負担してもらえる交渉はできないのかなというふうに思うところではありますが、またそういったものを差し引いたとしても、大体今二、三点ぐらいおっしゃっていただきましたが、事業費ベースでわかるところでいいんですが、大体幾らぐらいかかる予

定なのかお伺いいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

市道12号線の側溝の布設がえは、概算でございますけれども840万円、あと調整池の管理用道路舗装につきましては、これも概算でございますけれども640万円ということでございます。あと残りについては交差点改良工事でございます。

○11番（河合克平君）

そうしますと、5,000万円ほどの費用の中で、640万と840万を引くと残り3,500万円くらいが交差点の改良工事にかかるということでしょうか。その確認だけ一言お願いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

残り全てかと言われると、交差点の関係で用地買収とかそこらがまだ確定しておりませんので、概算で残りの金額ということでございます。

○11番（河合克平君）

できるだけ費用は、少なくなればなるほどよりバランス的にもとれてくる部分もあるのかなということを思いますので、そのことについては、まだ確定してないものであれば引き続き交渉をお願いしたいと思います。

次、2図を示させてください。

かなり見にくいですが、これは学校の補助金で、今年度、28年度の削減をした各補助金の項目の内容です。14項目あり、合計で342万6,000円であります。これが削減された金額です。

次、第3図を示してください。

これが、26年度、キャンプの補助金が予算を立てなかった分としての金額と、27年度の本額、また28年度の本額を合計すると約1,000万円、この26年度から28年度まで教育補助金が削減をされているというのが現状であります。

先ほど一番初めに申しましたけれども、住民の福祉の増進という自治体の役割から考えて、本当にこの削減は適切だったのかどうかということについてお伺いをいたしますが、私自身は考えるところは、やっぱり愛西市というのは人が宝ではないかと、人が人を育てる、子供たちを育てる、そしてその人たちが大人になっていくということを考えますと、本当に今までの人たちが作り上げてきた教育に対する手厚い補助を今そぎ取っているという状況ではないかということでは、愛西市の子育て、また小学生や中学生に対する補助の内容が変わってきているということについては非常に憂慮するところであります。また、今後も削減をするのかどうか、29年、30年と削減するのかどうかについてお伺いいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

議員のほうからは、補助金が削減されたということでございますけれども、1回目の御答弁で申し上げたとおり、他市と比較しても補助金額としては低い状況ではございませんので、これだけは御承知おき願いたいと思います。

それで、今後の話ですけれども、児童・生徒の減少がありますので、状況等を確認していきたいというふうに思っております。以上です。

○11番（河合克平君）

今後については児童等の減少があるということなんです、ということは、児童等の減少があるので、今後は補助金について削減することは考えていないという認識でよろしいかお伺いします。

○教育部長（石黒貞明君）

補助金については、市の方針がありますので、そこで検討していきたいと思っておりますので、今の段階ではそういったことは申し上げることはできません。

○11番（河合克平君）

今の段階で申し上げることはできないということだったので、いずれの可能性もあるということを含んでおきます。

次に、病院の窓口負担について再質問をいたします。

答弁によると、中学生から中学生以上、70歳までの人たちについては、窓口が3割分の負担を納めなければならないということを知りました。義務教育中の中学生の窓口負担というのを軽減するようにずっと求めてきたところでもあります。また、市民の方の9,298人の署名も集まって提出もさせていただいたところでもあります。また、市民の方々も会うごとに日々要望をいただいて、いつになるかということでも要望をいただいているところでもあります。

近隣の自治体で言うと、稲沢に続き、一宮でも本年度から中学生の無料化ということを進めているところでもあります。市は、私への質問に対する答弁で6,000万円ほどの予算がかかるため、財政的には非常に難しいということを知りました。

そこで1つお伺いをいたします。

最近、ある市民の方から子ども医療費の助成の拡大について、あるコミュニティの会議で、愛西市は子供の医療費の中学校の卒業までの無料化はいつになるのかという質問に対して、ある議員が、市長はやりたいんだけど、共産党の成果になるのでやれないというような答えがあったということを知りました。市長は本当にそのように考えているのですか。また、そのようなことは事実でありますか。市長、お答えください。

○市長（日永貴章君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今質問にありました経緯につきましては、河合議員を含め20名の議員の皆様方の日常の議員活動は、私としては把握はしていません。皆さん方、議員それぞれ考え方や思いを持たれて、日々さまざまな機会を捉えて議員間議論、討論、市民の方と意見交換などをされ、市政発展のために尽力をされているというふうに私どもは認識をしております。

今回の質問の件、河合議員が市民の方にごどのようにお答えになったか存じ上げておりませんが、私自身、この内容については承知していませんし、確認もしていません。我々は市民の皆様方一人一人が日々安全で安心して暮らしていただけるよう、また次世代に対して責任のある持続可能な愛西市づくりに今後邁進していきたいというふうに考えております。以上です。

○11番（河合克平君）

そういう事実はありません、そういうことはしませんということだったんですが、俺は、市長の思いを一つお聞きしたくて質問を確認をさせていただいたところです。共産党がどうか、議会が反対しているからやれないということをよく答弁でも言われますけれども、市長自身についてお伺いします。周辺の自治体の状況等を確認しながら、子ども医療費の無料化、中学校卒業までというのはどのように考えているか。例えば、財政的なことなども置いて、議会がどうかということも置いて、市長自身のお気持ちとして、同じ子育てをする世代の者として、市長自身の率直なお気持ちをお伺いできればと思いますが、お願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

何もそういった課題を考えずにという考えであれば、それは市民の皆様方の望むことを全て実行していきたいという思いは、議員各位におかれましても、私といたしましても当然そのように考えているということでございます。

#### ○11番（河合克平君）

わかりました。いろいろな状況があつてということですが、少しでもその状況が取り払えればということで質問を進めたいと思います。

第4図を示してください。

非常に小さくて見にくいところでもありますが、保育料が安いですとか、各学区に児童館があるということで、愛西市の子育て状況についてはトータルで考えないといけないということの答弁もあつたところであります。

上のところは、企業立地にかかわる費用の4億1,000万円が載っています。隔年でこのような状況になったと。下のところは、私がきょう質問しているところの削減された内容です。一番下の医療費無料化というのがやっていないので、マイナスを入れさせていただきましたが、大体5年間で4億円ぐらい歳出がマイナスとなっておるところであります。

こういった状況を確認、考えながら、保育料について、3年後には、平成30年には3,300万円の値上げをされる。1人当たり約2万円ぐらいの値上げになります。また、第3子の祝い金というのについても削減をされております。今、市の課題でもある少子・高齢化や人口減少ということで国が挙げて問題となっている中で、今あるこういう状況というのは、住民の福祉の増進という自治体の役割からいってどのように評価をするのかということについてお伺いをいたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

保育料の負担増についてでございます。

保育所の運営にかかります財源は、保護者の所得に応じて設定をされました保育料と、残りが国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担金で賄われております。国の定めます徴収金基準額と市の保育料との差額が市の負担となりまして、現在、本市の保育料は、県内でもかなり低い料金設定となっておる状況でございます。

保育料の軽減に要する費用は、全て市民の税金で賄われることとなります。保育料の負担軽減でございますが、保育所を利用している保護者（受益者）と保育所を利用されていない保護



者（受益者以外）との負担の公平性にも影響してまいります。今後も受益者負担の原則から定期的に保育料の見直しを行いまして、料金の適正化を進めてまいりたいと考えております。

また、出産祝い金の廃止でございますが、これは平成26年度をもって廃止をさせていただきましたが、これは隣接で同様の事業を実施している市町村がないこと、また近年、第3子以降の出産数は横ばい傾向にございまして、一時金が必ずしも出生数の向上に結びつかないという、そういった形で判断をさせていただいたということでございます。市としましては、出産祝い金のような一時的な支援よりも、継続的に子育て支援のできる施策を重要視してまいりたいというそういう考えでございますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

今、大変問題な発言があったかと思うんですが、保育について受益者負担の考え方をすることについて、子育てが充実しているという愛西市にとって、そういう考え方で今後の行政を進めていくということは非常に問題ではないかということをお考えます。

利用する人だけ負担を求めて、真に利用したい人が利用できなくなるような、そういうことも考えられるのではないかとこのように思いますし、施設の使用料の変更についてのときにも論議になりましたが、受益者負担ということになれば、例えば庁舎が、誰が受益をしているのかということ、じゃあ誰が負担するのかと、市民もそうでしょう、職員もそうでしょう、それぞれが負担をするという、そういう内容なのかどうか。本当に愛西市として人口を、また子育てをしやすいということを考えれば、受益者負担というよりは全ての市民、市が子育てがしやすい状況を整えていくということほど必要なことであり、そのために何ができるのかということをお考えするという立場であるならまだわかりますけれども、その辺の受益者との考え方を保育に持ち込むことについてはいかがな事かと思っておりますので、もう一度その辺のことについての答弁をお願いできますか。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

先ほども申しましたが、この保育料と国の定める金額の差額は、市の税金で賄うこととなります。市として保育料を設定するに当たっては慎重に決定をしていただいておりますし、現に今県下でも低い設定でさせていただいております。ただ、県とのバランス、財政状況も考えた上、市民の税金でその差額が負担されるという実情を考えた上で保育料は決定されるべきだと思っております。

#### ○11番（河合克平君）

当然、全てのサービスに市税が使われているわけで、そのことによって保育所を利用する人によって市税が優遇されているから、無駄にというわけではないでしょうけれども、不平等だということをおっしゃられました、本当にそうなのかと。今、働きたくても働けない人たちがいる、国民全体的にはなかなか保育所に入れない子供たちがいるという状況の中で、国自体を挙げてどうするのかということ、今問題になっているのが現状だと思います。そういったことでは、再度公共サービスというもののあり方、住民の福祉の増進ということをお考え、こ

の保育料の値上げ等についても考慮していかなければならないことだと思うんですけども、同じ答弁になるかとは思いますが、そういったことから、もう一度市のあり方、自助、共助、公助というので、自助と公助と共助、3つの矢がやっぱりひとしく同じだけ太さがあるって、それが合わさったところにいけば強力な矢になるという、そういうことも考えられると思います。今の時点では、受益者負担の名の中で自助だけが、共助だけが強調される中で、公助は細くなっているのではないかなというふうに感じられますので、再度行政についてお願いをいたします。

続きまして、第5図を示してください。

今、質問してきた内容についてでございます。企業誘致の費用が約4億円です。この間医療費の無料化をしなかったものも含めて、5年間で約4億5,000万円ぐらい削減をされております。この部分だけを捉えていかんわという話もあるかもしれませんが、この部分を捉えると子育て政策については削減ばかりと、その削減をして企業誘致、逆に言えば、企業誘致をするために子育て支援を、福祉を削って、子育て支援を削って企業誘致に回すような市の政策的な優先順位というのがあるのではないかということを思います。そういったことは非常にバランスが悪いのではないかと。

特に先ほども申しましたが、企業誘致については平成64年度までこの4億円というのは回収されない状況でもあります。この愛西市にとって、企業誘致が悪というふうに私も思っておりません。そういったことでは、独自の財源を整えていくということは当然必要なことだと思います。ただ、先ほどもインセンティブというのか、やる気を出すためという言葉もありましたけれども、やる気を出すため、また愛西市に住みたいと思うためには、企業誘致も大切なことかもしれませんが、やっぱり子育てしやすい、子育てをしたいというふうに思う人たち、また愛西市で育ってきた人たちが、愛西市はよかったところだからもう1回子育てしようかというふうに思えるインセンティブが、なぜ個人に対するインセンティブがこの愛西市で行われないうふうかということ非常に疑問に思うわけでありまして。

また、さまざまな削減については、他市にはないから、他市ではそこまでしていないからと、他市よりはいいですよということで、他市よりいいという理由にして削るということも、まさにひとつ許せないところではないかというふうに考えております。他市でやっていないからということであるなら、他市でやっている子ども医療費の中学生の無料化ほどすべきではないかなというふうに考える次第でございます。そういったことでは、愛西市の明るい将来を見越して、そのために税金の優先順位を今こそ変えるべきではないかというふうに考えるわけですが、最後、市長、その優先順位のことについてお伺いできますか、お願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

我々の事業につきましては、真に必要な方に必要な事業、サービスをやはり的確に提供することが必要ではないかなというふうに思っております。この提供の方法については、民間、公共を問わずにさまざまな内容を確認しながらやっていくという必要があるというふうに

思っております。

そして、必要な部分のいろいろな重要性の関係でございますが、河合議員がおっしゃってみえる福祉行政の重要性というのは私も十分に認識をしております。また、そのほかのさまざまな事業も重要であるというふうに考えております。今まで誰も想像していなかった少子高齢化・人口減少社会に突入をいたしました。これは今までさまざまな積み重ねをしてきた中で人口減少・少子高齢化に突入したということでございます。そういった考え方で、全てが今までどおりの対応はできないということ、このこともしっかりと受けとめ、今後さまざまな事業対応をしていかなければなりません。そういった部分で、全体的なものをしっかりと確認をしながら事業サービスを提供していくということが必要であるというふうに我々は考えております。

#### ○ 11 番（河合克平君）

真に必要な方に必要なサービスをするということはもちろんのことでありまして、必要な方に必要なサービスというのは、あくまでも、やはり住民に対するものであります。企業誘致にかかわって企業のためにその準備をするということで、市税が4億円も投入されるということは非常に悲しいことではないかというふうに考えるわけでありまして。

それぞれの政策において事業性というのを図りながらしていかなければならない、特に、収入が地方交付税等を含めて16億円減るという状況の中で、より財政的にも大変だということもよく聞きます。16億円減るという状況も含めて、これは10年前の合併時から既にわかっていたことであって、その合併算定がえが発生するということを考えながらしてこなければならなかったのかというふうに思っております。大規模開発が平成22年度から順次行われ、この28年度には本庁舎ができ、また周辺、庁舎についての企業も拡大、支所整備事業も進めていく、また企業誘致も進めていく、そういう形をしていけば当然住民にとってのサービスが少なくなっていくというのは、初めから目に見えていた部分ではないかなというふうに考えるわけです。

そういったことでは住民自治と、日本国憲法の主権者は国民であるということを言っておりますし、地方自治法の1条の2も住民の福祉の増進のために何をすべきかというのが自治体の基本であるということを考えますと、今こそ何をすべきかというのが明らかになってくるのではないかなというふうに考えます。

今5,000万円ほどの子育て削減がされる中で、医療費の無料化については6,000万円です。たとえ医療費の無料化を進めたとしても、予算財政的にこの部分については、今の時点で賄えられる部分があるのかなというふうに考えるわけですが、今後の愛西市の方向性というものをしっかりと見通していただき、市の財政というのは、当然今がいいというわけではなく、いつでも見直していかなければならないことはもちろんであります。住民の福祉の向上という点での見直しというのを常に図っていく、それぞれが市も議員も含めて心に刻んでいかなければならないとかなかなか愛西市はよくなっていかないのではないかと。

今、愛西市がどんどん縮小していつているのか、サービスも含めて住みにくくなったなあと思われる方が、さまざまな方から御要望をいただく次第でありますので、そういったことでは、その改善のために皆さんと一緒に私たちも努力していく所存ですし、ぜひその住

民の福祉の向上という視点に立って行政運営を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（大島一郎君）

11番議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。1時半から再開をいたします。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の2番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

子供たちにツケを回さないスタンスと格差社会を日々の市民活動の中から感じている一人として質問いたします。

本日は大きく3つの通告がしてありますが、まず最初に、介護保険制度の改正に向けての準備状況について質問いたします。

平成25年度に改正になった介護保険制度ですが、愛西市では29年4月から本稼働となります。市町村にとっては、何度も申しておりますが、今まで取り組んだことのない改正内容であり、要支援の方々は、今まで使っていたデイサービスなどの通所サービスや家事支援や買い物支援などの訪問サービスが原則使えなくなるもので、市の責任でそれにかわる安価な仕組みをNPOや市民ボランティアで新しく作り上げなさいというものであります。

つまり市が準備しなければ、今まで来ていたデイサービスのお迎えが玄関先で幾ら待っていても来なくなるということだと私は思っています。また、困るのは本人だけではなく、その家族の生活もままならなくなります。こうしたことを思い、私は、この2年間、しつこいと思われたかもしれませんが、介護保険制度改正のことを取り上げ、市役所総出でこの仕組みの準備をすべきということも言い続けてまいりました。市がどこまで危機感を持ってきたのか、私としてはいささか疑問を感じていますが、ここに来て形をつくり上げるのにもう半年ぐらいしかないのですから、お尻に火がついているのではないかと感じております。

そこで、3点お伺いをいたします。

新たな市民の担い手は確保できているのか。そして、市が行う総合事業に対して民間の事業者の協力が得られるのか。そして3つ目に、今現在抱えている課題は何なのかをお伺いいたします。

そして、大きく2つ目の質問ですが、中学校に放課後学習支援の体制をとということについて質問させていただきます。

昨日、他の自治体議員有志で福井県永平寺町の永平寺中学校に視察に伺い、学校の校長先生や教育長さんなどからお話を伺ってきました。福井県は、学力も体力も日本で知られており、

働く女性も多いということで有名です。永平寺中学校は、他の自治体の教育委員会を初めとして多くの視察を受け入れていらっしゃるようで、愛西市にも参考となることがたくさんありましたが、本日は学習支援について提案をしたいと思っております。

永平寺町は、給食の無料化にも取り組んでおり、町長みずから財源確保の努力についても伺ったわけですが、中学校では学校で放課後学習支援をしているようで、退職された教員にお願いし、町費で実施しているそうです。対象者は、提出物の提出が滞っている子に先生が声がけをし、部活担当になっていない先生も協力して学習支援をしているとのことでした。

そこでお伺いをいたします。

3月議会でも、子供の貧困問題から学習支援や高校中退のことを取り上げました。教育部局は、取り組まなければならない課題であるとの見解を示されましたが、コストもそれほどかからないと思いますので、ぜひ中学校での学習支援を進めていただきたいと思います。見解を求めます。

そして最後に、3番目の質問ですが、今まで議会で取り上げたこと、その後どうなったかということで、図書館の運営のこと、子育てのこと、入札や契約のことなど質問を用意しておりますが、決められた時間は1時間、全部質問し切れないかもかもしれませんが、まず最初に、今回、指定管理者制度導入のための条例改正が提案として出てきている図書館のことについてお伺いをいたします。

図書館の来館者減少が問題だとかつて議会でも説明されております。原因はどこにあるのか、そしてその対策はどうされてきたのか、お伺いをいたします。あとは、答弁後に再度質問させていただきます。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは私からは、介護保険の関係のお答えをさせていただきます。

何点か御質問いただきました。答えの形といたしましては、まずもって現状の報告という形でさせていただきます。

まず現在、介護サービスの提供、給付の形でいただいておりますサービス事業者の方々向けの説明会を新たな緩和基準の事業ということで、5月24日に説明会を開催させていただいております。それから、また総合事業におけるサービス資源の確保のために、27年度から研究会として検討をいただいております会を5月26日に協議会として新たに発足をさせていただきました。また、この4月から生活支援のためのコーディネーターを配置いたしまして、地域で活動事業を行ってみえる団体、あるいはボランティアとなるような方々の現状を調査させていただいているところでございます。

今、御質問の中にもございました新たな制度ということで、今後いかに身近なところでサービスを受けていただくことができる仕組みづくりが大変重要になってくるのではないかと考えております。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは私からは、2点御質問をいただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず1点目でございますけれども、中学校に放課後学習支援の体制づくりをとということでございます。

生涯学習課として御答弁させていただきますが、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難で学習習慣が十分に身につけていない中学生に対し、地域未来塾の拡充とのごことでございますが、今年度より、若干趣旨は異なりますけれども、小学生を対象に「あいさい土曜キラリ☆学習」において学習支援に取り組んでいるのが現状でございます。

学習支援の内容でございますが、これにつきましては、小学校4年生、5年生、6年生を対象に、ボランティアの大学生によりますチャレンジ学習という教室の名前をつけさせていただいて、年間15回佐織公民館にて開催をいたします。当初の申し込みにつきましては、15人のところ22人の申し込みがあり、定員をふやして開催しております。第1回目につきましては、5月28日に既に実施をさせていただいております。中学生につきましては、この取り組み状況を見つつ、子供の実情に応じた適切な支援ができるよう考えてまいりたいと思っております。

次に、2点目でございます。

図書館運営についてということでございますが、図書館の利用状況でございますが、平成27年度中央図書館で入館者数9万3,520人、貸し出し者数4万6,942人、貸し出し冊数19万1,450冊でございました。これは、平成26年度を下回る結果となり、平成22年度以降でございますけれども、利用減少が続いているというのが現状でございます。

そして、ゼロ歳から6歳までの利用や70歳以上の利用の方は増加をしておりますが、それ以外の年齢は減少が続いているのが現状でございます。これは、情報メディア、インターネットやスマホの影響で図書館へ行かなくても情報が得られることが原因の一つであると考えられます。また、読みたい本がない、例えばベストセラーや新刊本には予約者がたくさんいて、すぐに借りられないので、図書館ではなく、安価にリサイクル店で購入するというようなことも原因として考えられるのではないかと考えております。

その他の原因としましては、利用したい時間に図書館が開いていないなどがございます。対策ということでございますが、愛西市は平成23年3月に第1次の子ども読書推進活動計画を策定いたしております。この5年間で、子供が来なくなる図書館を目指して館内に特集や工作、催し物など工夫を凝らしたところ、低学年まで利用者は上昇に転じました。また、一般利用者につきましては、手にとりたくなるような特集を組んだり、利用の少ない雑誌をやめ、利用の多い雑誌に変えたりとか、佐織・立田図書館におきましては、中央図書館の新刊書を頻繁に移動し、新しい蔵書の更新を行い、できるだけ新鮮な書架にするようにしております。中央図書館の蔵書も古い本と新しい本の入れかえを頻繁に行い、蔵書の更新をしております。以上でございます。

## ○2番（吉川三津子君）

では順次、再質問をさせていただきたいと思っております。

介護保険制度については、大変複雑な仕組みなんですけど、きょう、ちょっとデータ提出がうまくできてパネルをつくってきました。こちらのほう、手元に、皆さんのところにもあると思

いますけれども、今サロンが行われている地域でございます。こちらのほうですが、多分、今これは、市が委託している、農協のほうに委託をしているサロンとか、社会福祉協議会が実施しているサロンが主なものではないかなと思っておりますけれども、佐織地区で9カ所、佐屋地区で23カ所、そして立田、八開で1カ所ずつとなっているのが現状なんです。こういった状況を見て、市のほうとして今後どれぐらいの量が総合事業の中で必要になってくると考えていらっしゃるのか、その受け皿の量についてお伺いをしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、受け皿の量ということでございます。

今、御紹介いただきましたけれども、社会福祉協議会の、いわゆる小地域福祉活動支援事業として登録をしておみえになる団体が10団体現在でございます。また、それに付随してといたしますか、地域づくりのリーダー等が関与してみえる団体が13団体、ちょっと重複しておる部分がございますけれども、そういった中で、今議員がお示しをいただきました箇所数のところでサービスが現状行われているところでございます。

具体的に、介護保険制度の移行に伴いますサービスを受ける方々の数、キャパと申しますか、受け皿の数値についてお尋ねでございますけれども、なかなか認定ありきでそれぞれ人によってサービスの形態も違ってくることがございますので、数的なことはなかなか申し上げられないというのが現状でございますけれども、いずれにしましても、制度改正によりまして、いわゆるサービスを受ける方々がふえてくるというのは間違いございませんので、今、私どものほうでは、既存の団体のところに働きかけをしながら受け皿づくりを広めていこうというふうに考えておるところでございます。以上です。

#### ○2番（吉川三津子君）

私は、きちっと数値目標がなければ達成率もわからない、目標を持たなければ困る人が出てくると思っております。これからの介護保険制度の改正なんですけれども、皆さん、資料の2のほうを見ていただきたいと思えます。

要支援の皆さんが、訪問介護、通所介護、これは今の民間の施設ではなくて、市がつくった総合事業というところで行っていくことになります。原則、今の民間の事業者がやる現行並みの事業、これはやるかやらないか、市の判断がこれから、判断をしなければいけないところなんです。お金もかかりますので、総費用の中でどう分担していくのかということも出てきます。

あと、緩和基準の介護については、民間の事業所とかNPOが担っていくわけですが、大体今の報酬の8割から6割と言われております。ですから、介護事業所にとっては収入が減るわけですので、これを長期にわたってやってくれるのかどうなのかという問題も出てきます。そして、住民主体の事業というのが、有償ボランティア・無償ボランティア等で地域の要支援の方たちを助けていくといったものです。あとはまた、移動支援とかいろいろあるわけなんです。こういったものが原則になっていて、これを市がつくり上げなければならないというのが今回の改正なんです。私は、やっぱり数値目標をちゃんと持たなければこの仕組みというのはでき上がるわけがないというふうに考えているわけですが、今後も数値目標を持つ

ていかないのか、持たないのか、その点について確認をさせていただきます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

数値目標について、先ほど利用についてはなかなか難しいというお話をいたしました。ただ、介護保険は御承知のとおり、今現在、第6期の介護保険の事業計画という計画書を持っております。当然そこにサービス利用の状況の見込み数を掲げておりますので、目標という枠としましては、そういった認定者の数というのがもともたになってくるものと考えております。以上です。

#### ○2番（吉川三津子君）

資料3のほうを見ていただきたいと思うんですが、29年4月から愛西市も総合事業が本稼働になっていくわけです。その中で、29年3月までに要支援の認定を受けられた方は、1年間はそのまま民間の事業所が使える。でも、29年4月以降に要支援の認定を受けた方というのは、総合事業のほうでサービスを受けていかなければならなくなるわけです。これは、こちらも29年3月までに要支援になった方は、1年だけ民間の今までのサービスが受けられるのであって、1年たったら全部こちらのほうに来るんだと思っているんですけど、私がもしかして違った解釈をしていたら、またぜひ教えていただきたいんですけど、そういった状況で、じゃあ将来どうなっていくのかということを次のグラフ、4番のほうに上げさせていただきました。

この黄色いほうが、今の愛西市の要支援1・2の方々です。371人、341人いらっしゃいます。その中でこういった方々の総合事業というのは、多分30年、1年半先にはつくり上げなければいけないかなと思っているんですけど、今国が言っているのは要支援だけじゃなくて、要介護1・2まで数年のうちに総合事業のほうに含めますよと。厚生労働省のほうで、これは多分そうなると思います。案をつくっています。そうなったときに、どれぐらいの人たちを総合事業で受け入れなければならないのか、それを考えたときに、多分、平成30年4月以降には750人ぐらいの要支援者の対象、その後、数年後に要介護1・2の方も総合事業に入ってくるとなると、10年後だとすると、2,500人ぐらいの総合事業を担えるような体制をつくっていかねばならない。でも、要介護を含めるとというのは10年後と言っていないんです。数年後に含めてくるというお話が今出ているのが現状なんですね。そういった状況からすると、大変急いでやらなければならないというふうに考えているわけですが、もし今、私の説明でここがこうだから市としてこう思っていますよという点があれば、ちょっと御指摘のほうをいただきたいと思えます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、資料に基づきましては、まさにこの数につきましては、第6期の事業計画に載っている数値であると考えております。制度の移行につきましても、基本的に30年3月までは既存のサービス事業がありますけれども、それ以降については、いわゆる総合事業のほうに移ってくる。これはまさに議員御指摘のとおりでございます。

そういったところを踏まえまして、市のほうとしても、とりあえずは現状サービスをしてみえる事業所、あるいは現行相当、あるいは8割の基準でもってお願いする事業所も含めまして、そういった説明会等、あるいは実態の調査等を進めていくつもりでございますので、よろしく



お願いします。

## ○2番（吉川三津子君）

先ほど、現行相当の事業、そして緩和基準の事業の確保ということを経理のほうからお話が  
あったんですが、緩和された基準のところは6割というところもあるわけです。そして、現行  
相当の事業をばっさりと切り捨てている自治体もあるわけです。そういったことも今後どう判  
断していくのかという、大変厳しいというか、市の判断が高齢者及び高齢者とともに暮らす  
方々の御家庭に負担としてかかってくるわけなんですね。私は、大変民間事業者に対して総合  
事業への参入が期待できるかというところについて、大変危機感を持っております。

こちらを見てわかるように、介護度の高い人がどんどんふえてくるわけです。民間にとって  
は、介護度の高い方を引き受けるほうが収入としてあるわけです。今、介護従事者の収入の低  
さとか、経営の難しさというのが問題になっている中で、じゃあ報酬が6割、8割のものを引  
き受け続けてくれるのかという問題があると思います。その点について、どのような考えとい  
うか、市は思っているのか。多分、1年、2年は協力が得られると思います。今来て  
いらっしゃる要支援の方々を切り捨てるということは民間の事業者にとっても大変苦しい選択  
になってくると思うので、私は1年、2年は頑張ってもらえるかなと思っていますが、長期  
的に民間事業者に期待ができるのかと思うと、私は大変難しいなと思っています。その辺、  
市のほうはどんな見解を持ちながらこの総合事業を組み立てていらっしゃるのか、その辺につ  
いて伺いをいたします。

## ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

現行相当、あるいは緩和基準の移行の部分について、事業所はいつまで持ってくれるのかと  
いう御心配をいただいております。

今のところ、まだ第1回目の説明会を5月に開かせていただいたばかりでございます。その  
中で、緩和基準の事業の対象の割合といたしましては、現行費用の8割、8割相当でお示し  
をしておるのが現状でございます。確かに、いつまでもこの単価でやっていただけるのかとい  
うのはなかなか難しいなという見解は持っておりますけれども、当然それにあわせて、い  
わゆるそれにかわるサービス、受け皿のほうに力を入れていかなければならないと。また、御  
理解につきましても、協議体の中で協議をしていただく、あるいはもっと細かな、いわゆる細  
部にわたる事業については、その下部組織としてワーキンググループをつくっておりますので、  
そういったところで議論をしていただきながら、こちらの考えも示しながら、向こうのお考え  
も頂戴しながら進めていきたいと考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

本当に、来年の4月から1人も困らないような体制、その1年後はさらに高いハードルが待  
っています。今、いろんなNPOとかが集まる会議にも私出席をしているんですが、今のNP  
Oとか協同組合、生協、そういった非営利団体がこの介護制度にかかわったとしても、総合事  
業の10%から15%ぐらいしか担えないだろうというような試算をしております。そうすると、  
やはりそうでない方々の参画というのがとても重要になってくるだろうというふうに考えてい

るわけです。

その中で、市民協働課が新しく愛西市にできました。市民協働課の動きというのが大変介護保険制度の総合事業が愛西市でうまくいくかどうかネックになってくると思っておりますが、市民協働課とはどのように連携をとっていくのか、御答弁のほうをお願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、御指摘がございましたとおり、この4月から新たな課ができ上がりました。当然、介護保険の新制度の総合事業の中の、特に住民主体の事業というような受け皿の中で地域の活動をしておみえになるところをそういった受け皿に変えていくというのは、大変重要なことだと思っております。

そういった中で、既存の事業所を提供しておみえになるサービスについては、もう既に研究を進めておりますけれども、新たな受け皿の発掘というような意味で、地域に根差した活動を地域において見出せるかが市民協働課だと思っておりますので、そういったところと連携をとりながら、こういった地域にこういった活動をしておみえになるところがあるのかというところを、横の連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○2番（吉川三津子君）

私、きょうはいろんなデータを示してお話をさせていただきましたが、これは並大抵の準備ではない。2年前から本当に危機感を持って、私は欠かさずこの介護の問題を取り上げてきたつもりであります。

市長にお伺いをしたいと思いますが、市民協働課についてもほかの議員から質問がありました。やはりまだどう動いていくのかというのが確定していない状況ではないかなということで、私は答弁から感じているわけですが、しっかりと介護制度にかかわりながら、一つの仕組みを担いながら市民協働課の役割というか、そういったものを模索していくということも一つの手ではないかというふうに思っております。

その辺の見解と、それから介護保険制度がこんなに大改正になるということをおよその方々が御存じありません。4月になって自分が困るんだというような自覚を持っていらっしゃる方は本当に少ないです。介護保険制度の広報についてもしっかりすべきだと思いますが、そういった広報をすることによって担い手も見つかってくると思います。その点について、市長の見解を求めます。

#### ○市長（日永貴章君）

介護保険の改正につきましては、議員から御指摘のとおり、今現在につきましても、介護予防事業、また生活支援事業、それぞれ要支援事業につきましては、各事業所さんにつきましては、大変厳しい運営をされているということは私自身も認識をしております。今後これが改正されることによって、これを契機に、もしかしたらその事業を取りやめる事業所も出てくるのではないかなあということをおよそ危惧しております。やはりそういったことを我々としてもしっかりと事業所さんとも情報を共有しながら、そういった方々がしっかりと次のところへ移行できるようなことを我々としては責任を持ってやっていかなければならないというふうに考えて

おります。

受けられている方、また今後受けられる対象の方々の広報については、当然今後また力を入れてやっていかなければならないというふうに思っておりますし、市民協働課につきましては、地域の方々の活動を支援するというところでございますので、その中でやはり人材発掘、担い手発掘をしないといけないかなあというふうには思っておりますので、そういった部分で司令塔となるように、今後、市民協働課についても充実した動きをしていくよう指導していきたいというふうに考えております。

## ○2番（吉川三津子君）

本当に全市総出で、大改正があって、愛西市が今までやったことのない仕組みづくりをしていかねばならないという認識を全市の職員が持っていただくことが私の希望ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、介護保険制度改正ですけれども、きょう、いろんな仕組みについてこういっただけのものを出させていただいたんですけど、このとおりにする必要はないんです。移動サービスであれば、住民主体のサービスにくっつけたりとか、市独自でアイデアを出していけばいいことですので、また愛西市独自の総合事業の仕組みというところにもぜひ知恵を絞っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それから次に、中学生の放課後の学習支援について質問をさせていただきます。

先ほど、「あいさい土曜キラリ☆学習」の中で学習支援をしているよと。それも一ついいことだろうというふうには思っておりますが、部長みずからちょっと趣旨が違ふかもしれませんということで御答弁がありました。私も趣旨が違ふんだらうというふうには思っております。

高校というのは義務教育ではありません。家庭の事情、子供の貧困とかいろいろあるわけですが、中学生の段階で将来を諦めてしまつて高校進学にも意欲が持てない、そんな子供たちが問題になっているわけなんです。岐阜市のほうでは、岐阜市が1つのNPOに学習支援の委託を出し、そのNPOがいろんなところに、やってくれる団体を育てていきながら広げていくという形の動きをしています。私も毎月、夜に会議があるので、ケース会議とか何かにお伺いしているわけなんですけれども、そういった形で、NPOが新しい市民組織をつくっていくという形で学習支援がされています。それも一つだらうと思ひます。

あと、永平寺町については、学校の放課後に宿題の提出率が悪い子に声をかけたりして学習支援をしているわけで、子供の貧困と結びつた学習支援であらうというふうには私は思ひます。

中学校の暴力の問題とか、いじめの問題を議会の中で取り上げてきました。それもやはり将来に夢が持てなくなつたりとか、そんなことが一つの原因だらうと思ひます。先生を退職された方々の支援を受けたりとか、大学生のボランティアを受けたりとか、あとは部活にかかわっていない先生方によってそういった学習支援を充実していくということは、それほど私はコストとしてはかからないと思ひますが、学校教育と連携してぜひ検討を始めていただきたいと思ひますが、市長、こういった考え方、ぜひ検討をスタートしていただきたいと思ひ

うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（日永貴章君）

今、議員から御提案のあった部分は、議員からおっしゃられましたけれども、先生を退職された方の御協力がなくては進められないということでございますので、まずは担当部局で学校の先生の退職後の、それぞれどのような活動をされているのかということを確認して、今後もしも、市としていい方法があれば検討していかなければならないかなあというふうには思います。

○2番（吉川三津子君）

社会的な問題となっている部分かと思imasuので、ぜひ前向きに御検討のほうをお願いしたいと思imasu。

では次に、図書館の関係でお伺いをしたいと思imasu。

私としては、図書館の指定管理ということについては、大変問題に思っている一人なんですけれども、既に図書館協議会、そして社会教育審議会、教育委員会のほうに指定管理者を進めていいですかということで、合意がとられているということで議事録を見てびっくりしている私なんですけど、今回は条例の中で指定管理とすることができるというところの条例改正なんですけど、そこまで行政内では物事が進んでいるんだということで、大変びっくりしております。

しかし、その議事録を拝見いたしますと、決して皆さんが賛成されているわけではないなということを私は感じるわけなんです。市側の説明も愛西市の現状の説明として、先ほど部長が言われたように、開館時間の延長とか、スマホとかタブレットとかパソコンで本を読まなくなったとか、図書館の目的が多様化して図書館が対応できていないとか、そんなお話が事務局からされております。これを打開するには、多くの自治体が打開策として民間の活力を利用した指定管理者を導入して解決しているんだという説明がされていて、私はこれちょっとびっくりいたしました。

それはなぜかという、そうではなくて、逆に指定管理者制度を導入しようと思ったけれども、やはり図書館というのは、教育に直結した部分であるから指定管理者にふさわしくないという判断をしているところもたくさんあるんです。ということは、協議会とか審議会のほうに、やるから賛成してくださいというところで、どちらがいいかというような議論が全くされておりません。委員の方々の中では、学校教育との連携をどうするんだとか、教育機関として民間に任せるのは理念に反するのではないかと、指定管理者にせずに開館時間を延ばすことはできないのかとか、ボランティアは一体どうなるんだとか、そんな意見が出ておりました。最終的に、異議ありませんかというような形でとられているわけなんですけれども、多くの方が指定管理者制度導入に対して何らかの不安をお持ちなんだなということを、議事録を見て思ったわけです。

先ほども部長から、図書館利用者が少ないということに対しての秘策が述べられました。それに対して努力をされて、私はそれなりに成果が出ているなというふう感じたわけです。子供の利用がふえている。私はもっとふやすことができると思imasu。それは、児童館とか

に図書館が出向き、乳幼児期のイベント等、来ている方々に本を薦め、そこで貸し出しをし、返却は図書館に来ていただく。図書館に足を運ぶきっかけをつくっていく。

そして、私もいろんな児童館を回らせていただきました。色が変わった本が並んでいます。誰もそんな本に子供たちは手を差し伸べません。そういった環境をまずは改善するのが先ではないか、そんなことを感じたわけです。

私が図書館の指定管理に反対というか、よしとしないのは、皆さんのところにも図書館の自由に関する宣言というものを配らせていただいているんですが、これは愛西市が毎年発行している図書館年刊でしたっけ、報告書があるんですけど、その最終ページに添付している文章なんです。何が書いてあるかという、図書館は、基本的人権の一つとして、知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とする。つまり、憲法で定められている基本的人権を図書館は守るんだと。それが図書館の役割だという位置づけを愛西市はしているわけです。そういった大切なものを民間に任せたならば、私は大問題であろうと。どんな本を置くのか、そういったものにしっかり市がかかわり、司書がやっていくべきで、今、愛西市にはかなりたくさん司書がいるはず。その司書の方々が、毎回選書についてはしっかりと議論をしていただいて選書がされています。100%の人が満足するような状況ではないかと思いますが、そんなことで、いろんな方々がかかわりながら尽力されているのではないかなというふうに思っています。

そういったところで、私は基本的人権というところで、図書館というのは民間に任せるべきではない。そして、一度民間に任せたら二度と市が運営することはできなくなるというふうに考えておりますので、その辺もう一度、やはり指定管理ありきではなくて、指定管理にしなかったところがどんな理由でしなかったのか、そしてしなかったことによってどんなメリット・デメリットが生じたのか、その辺についての調査も必要ではないかと思いますが、そのような調査をされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

指定管理のメリット・デメリット、他市町の状況を調査したのかということでございますけれども、当然私どももメリット・デメリットについては、今、メディア等が発達しておりますので、調査はさせていただいております。

そこで、私どもがなぜ指定管理に向けて今進めておるかということでございます。当然、図書館のあり方というか、そういう理念を持つものであって、愛西市の中央図書館も基本目標を持っております。図書館の目指す姿を実現するためには、市民や地域やまちおこしのための図書館ということを念頭に置き、体制によるさらなる充実、改革はもとより、効率・効果等も考慮し、民間活力である指定管理者制度の導入も検討し、最善の方策を見出していくことが重要ではないかというふうに考えております。

そのようなことから、愛西市立の図書館におきましても、結果的には基本目標である6つの項目、図書館基本目標を持っておりますので、それを実現させていくためには、民間事業者等の視点や手法、ノウハウを活用し、柔軟で効果的な運用を図っていくことが重要ではないかと

いうふうに考えて結論づけております。以上でございます。

## ○2番（吉川三津子君）

私は、効率とか財政的なことも大切だと思いますが、それ以上に大切にしなければならないことがあるのではないかとこのことを申し上げているわけで、昨日も某自治体の市長さんは、図書館は市の顔、文化の顔だ。指定管理にすることはないと断言されました。図書館は貸し本屋ではない。知る自由の権利を持つ市民に資料を提供する基本的人権にかかわる重要な施設だということをおっしゃいました。愛西市においては、図書館が愛西市民にとってどんな役割を果たすのかというところの位置づけが大きく欠けているので、ただ人がふえればとか、そういったところに流れてしまっているのではないかなというふうに思って残念でなりません。

もう一度、私、議事録を見ましたら、メディアが発達しているとおっしゃったんですが、あま市や津島市のほうを調査したと。あとは、インターネットで調べましたということが協議会とか審議会で行われているわけですよ。インターネットに載っていることだけで判断されては困る。そんなに図書館は軽いものではないと私は思っておりますので、しっかりと指定管理者導入、多くは複合施設で喫茶店をやったりとか、いろんな文化会館と一緒にあったりとか、そういったところでは人の出入りが多くなっておりますが、じゃあ、単体のところで本当に成果を上げているところってどこなんだろう。ぜひそういったことも研究していただかなければならないというふうに思っておりますので、その点は要望をしておきます。津島市においても、指定管理にする前に職員の問題でいろんな問題があったので、指定管理にせざるを得ない背景があったわけです。そういったことも踏まえて、しっかり調査をお願いしたいと思っております。

それから次に、子育て支援についてお伺いをしたいと思います。

高松議員のほうから、児童クラブのことについて質問がありました。私も何度も質問をさせていただいているわけなんですけど、皆さんのほうには色がついておりません。こちらのほうに、児童クラブの名称、それからこれが定員です。それから、これが通年、1年間を通して利用する人、夏休みとか長期休暇だけ利用する人、そうすると、夏休みとか長期休暇は何人になるかという表にさせていただきました。この赤い部分が全部定員オーバーなんです。

一応40人が決まっていますが、実際は70人、80人が一緒に生活しているのが現状なんです。そういった中で、児童クラブというのは第2の家庭と言われて、家庭的雰囲気の中で過ごすというのが原則なわけです。その中で、今、本当に子供が豊かな時間を過ごす空間を大人が提供できているかと考えたとき、とても申しわけないですけど、芋を洗っているような状況です。夏休みは本当に暑い中、そんな状況で、できれば子供に大切な外遊びというものを十分させてあげたい。しかし、何十人かを一度に学校のように動かして暮らさざるを得ない状況にあるわけです。

私は、ぜひ夏休みの対策として、放課後子ども教室が愛西市は取りやめになり、佐屋西とか北河田だとか、あいているはずですよ。あけられるはずですよ。夏休みだけでもそういったところが利用できるような工夫をすべきではないかと思いますが、その点について市の考えをお伺い

いたします。

### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

佐屋児童クラブ以外の児童クラブにつきましては、議員おっしゃるように、夏休みは多うございますが、何とか人員確保等の課題を除けば、施設内の有効活用で児童クラブ、児童の受け入れは対応していきたいと考えております。

例えば2カ所、今回、佐屋児童クラブにつきましては、ここで、数値でもありますが、佐屋児童館のみでは物理的にちょっと、スペース的にも困難ということで2カ所にさせていただいておりますが、2カ所で児童クラブの運営をとということになりますと、配置する指導員もふやす必要があるということもございますし、運営についても、若干安全面から注意をしなくてはいけない、そういったこともありますので、可能な限り1カ所をしたいと思っております。そういうこともございまして、現在は、佐屋児童クラブ以外については、今の既存の施設で行いたいというふうに考えております。

### ○2番（吉川三津子君）

お金のかかることはわかっているんですが、子供だってちゃんとした環境で暮らす権利があるはずだと思います。その中で、部屋が確保できればということをおっしゃいましたが、結果的にその部屋から出るなという話になってくるわけなんですよ。一般来館もやはり働く方がふえてきている、一般来館の子供も。そういった中で、児童館の中でそれだけの人数を、安全は確保できるかもしれないです、そのお部屋にずっと入れておけば。じゃあ、子供の育ちにとってどうなのかと考えた場合、決して豊かな育ちを愛西市は保障しているわけではないというふうに思っています。

ぜひ一度、夏の状況、子供にとっての育ちの環境というのをどう整備するのか。愛西市は子育てで地域創生をしていくと言っているわけじゃないですか。その中で、こんな劣悪な児童クラブの環境でいいんだと考えているならば大変問題だと思います。私は、まずはしっかりと現場を見ていただくことを要望するとともに、今、愛西市、私は何度も児童クラブの中の障害児の子供のことを言ってきました。県のほうにも補助金制度があるはずですよ。もらっていないんです。今ここに記した数字というのは、手帳をもらったりとかされている、診断を受けたりとかされている方です。これ以外に配慮が必要、グレーゾーンと言われているんですけども、そんな子供が何人かいるんです。

この子たちには、しっかりとした一つ一つの行動に対して、やはりこういうときはこうするんだよというような指示を与えていくことによって、この子たちは将来自立した生活が送れるように変わっていくんです。放っておかれたら変わっていかないんです。変なこだわりがついてしまって、かえって悪い状況になっていくんです。そういった中で私は、児童クラブをもっと子供の育ちの場としてしっかりと位置づけをしていただかなければ、けがをしなればいいのか、そんな問題ではなくて、ここでしっかりと子供たちは精神力、体力をつけていくわけですので、もう一度現場をよく見て手厚いサポート状況を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

愛西市でございますが、市立保育園につきましては、障害児の加配に対して市単独の助成をしております。児童クラブが障害児を受け入れたために、専門的な指導員等の加配をした場合について、議員がおっしゃられたように、国の補助金、交付メニューもございます。そうした補助金を現在活用していませんので、活用できることを認識した中で手厚い運営を目指したいと思っておりますし、今言った夏休み期間中の環境改善のほうも検討してまいりたいと思っております。

### ○2番（吉川三津子君）

私は、子育て支援のこと、本当に頑張っていてくださるとは思っていますが、親の都合に合わせた子育て支援だけではなくて、やはり子供が健全に育つにはどんな環境が必要なのかという視点にぜひ立っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

補助金についても、私これで3度目です、お話するのはね。しっかりと使えるものは使いながら環境整備のほうはお願いしたいと思っております。

それから最後に、もう時間がないので、アスベストのことをお聞きしたいと思ったんですけども、時間がありませんが、公契約のことで、今回質問の中からガイドラインをつくるんだというお話がありました。条例ではなくガイドライン、私は、政治というのは法律にのっとって運営されるのが原則であると思っておりますので、条例化をすべきと考えますが、なぜガイドラインというところにとどまっているのか、市長のほうから御答弁、市長でよろしいのでしょうか。ほかの方でよければ、ほかの方で結構でございます。よろしく願いいたします。

### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうから、ガイドラインをというようなお話ですけど、愛西市の今の現状なんですけれども、4月から組織変更に伴って財政課のほうで契約から検査まで一元管理することにより、施工プロセスのチェックリストを用い、施工体制台帳の点検を実施し、施工体制の健全化を図っております。また、下請負人の健康保険等の加入義務についても、契約約款の見直しを行っております。

こんな今、現状でございますので、今すぐ条例をというようなお話でございますが、もう少し現状、愛西市の状況を把握しながら今後検討していきたいと、このように考えております。

### ○2番（吉川三津子君）

市長に1点お伺いしたいのは、条例を目指すのか。やはり私は、政治は法律をもとにしていくのが当然であろうと思っておりますし、やはり条例を整備していかないと、何か訴えられたときに困るのは市であり職員であろうと思っておりますので、その点についての見解を求めます。

### ○市長（日永貴章君）

条例、規則を制定するのが多分最終的にはいいんだろうとは思いますがけれども、今現状すぐにそういった状況にはなかなか難しい状況でございます。議員からも常々いろんな御提案等をしていただいておりますけれども、やっぱり我々としてもしっかりとその中身をチェックしながら、先ほどもいろいろな話で他市の状況等も、いいところをやっぱりしっかり確認して、それが我が愛西市にとって本当によいものなのかどうか、そういった研究をしながら着実に進め



ていくというのが必要だというふうに考えております。

○2番（吉川三津子君）

以上で終わります。

○議長（大島一郎君）

2番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。開始を2時40分からにします。

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の7番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

○7番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通行に従って、大項目、空き家対策について、熊本地震後の市の対応について、愛西市の観光についての3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家対策について。

空き家対策特別措置法（以下「特措法」）が全面施行されました。高齢化や人口減少の影響で空き家は増加を続けます。管理が行き届かずに老朽化した住宅は地震などで倒壊する危険があり、ごみの放置や不審者の立ち入りによる治安悪化などで社会的問題にもなっております。特措法は、こうした住宅を自治体が特定空き家に指定し、所有者に解体や修繕などを勧告・命令できるようにし、命令に応じないときは自治体が所有者にかわって取り壊しし、費用を所有者に請求することが可能となりました。さらに特措法では、特定空き家の所有者が自治体の勧告などに従わない場合、住宅が建っていても固定資産税の軽減措置を打ち切ることができるようになりました。本市において、空き家の現状と特措法が施行後どのような取り組みを行ったか、お尋ねいたします。

2点目、熊本地震についてお尋ねいたします。

熊本県で発生した地震の被害によりお亡くなりになられた方に慎んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今回の地震は、震度6弱以上の地震が1週間の間に7回、うち震度7が2回も襲ったというのが今回の熊本地震の最大の特徴です。この災害後、市としてどのような対策が必要で、防災計画の見直しが必要か、お尋ねいたします。

3点目は、愛西市の観光についてお尋ねします。

人々の観光の楽しみ方は、観光資源を楽しむことから地域文化を見ることまで広がってきています。観光の振興を進める上で市民が地域資源を掘り起こすことは、市民自身が地域の魅力

を再発見、創出する機会となり、まちの活性化につながると期待されております。

基本施策として、市は、観光とまちづくりとの関係により愛西市らしい魅力を創出する、それを実現するために、1. 地域ブランドの構築、地域特性を生かした商品やサービスの発掘・開発を進めるとともに、販売拡大やPRなどを支援。2に、魅力ある観光資源の活用、郷土、歴史・文化の保全や自然環境の保全などにより市内にある多様な観光資源を生かし、イベント事業などを通じてその魅力を発信していく。3. 地域連携による観光振興、近隣自治体と連携して地域の魅力を生かした交流やイベントなどを企画し、観光の振興を図ると総合計画にありますが、市の観光についての考え方をお尋ねいたします。

以上、3項目質問しますので、御回答をよろしくお願いいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず私のほうからは、空き家対策についての現状と法施行後の取り組みという点でございます。

平成27年5月26日に全面施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法（空家等対策特別措置法）でございますが、その法律では、空き家等の定義、固定資産税の課税情報の内部利用、指導、勧告、命令及び代執行、空き家等対策計画、協議会などを定めております。

また、土地にかかってくる固定資産税については、住宅用の特例でございますが、軽減措置の対象外となります。空き家の状況については、空き家対策としての実態調査は行っておりませんが、これまで消防署の火災予防条例に基づく空き家等の調査では257軒となっております。また、平成25年10月の住宅・土地統計調査によります空き家の推計では2,300棟となっておりますが、ふだん住居していない建物もありまして、老朽化していない建物もそれには含まれております。

それから、特措法施行後の取り組み状況ということでございますが、特別措置法が施行されましたが、空き家の所有者・管理者の方に自己の責任において適切に管理する責任があることから、十分な取り組みができていないのが現状でございます。しかし、特別措置法が施行されましたので、空き家といっても老朽化の進みぐあい等その状態はさまざまであるため、まずは空き家の実態把握から行うことが重要であると考えております。

それから、熊本地震後の市の防災計画についてというようなことで、防災計画につきましては、市が単独で速やかに修正する部分はありませんが、今後国の防災基本計画の改定などに伴いまして掲載すべき内容があった場合には、修正など対応してまいりたいと思っております。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、観光についてお答えをさせていただきます。

観光に対する考え方ではありますが、平成23年8月に愛西市観光協会が設立されたことに伴い、従前のように行政事務の枠にとらわれた観光振興の事務を、時代の要請に応え、観光事業を積極的に進めるべく役割分担し、協働で業務に当たっているところであります。行政の役割としては、地域の産業振興のための方策として、観光に対する長期的な戦略を定めたり、観光施設

の整備に努めます。観光協会については、観光案内、イベント、地域ブランドのPRなどの観光振興の実動部隊として活動していただいております。

総合計画に記載しております実現のための方策に対する具体的な事業としましては、地域ブランドの構築のため、観光協会が推奨品認定事業を行い、あいさいグルメ推奨品として30点の商品を認定し、広くPRに努めております。

観光資源の活用としましては、森川花はす田において蓮見の会を催しております。また、木曾川において、観光船を運航しております。いずれも市内外の多くの方に参加していただいております。愛西市のすばらしい自然を知ってもらう機会として活用しています。

広域連携による観光振興としましては、国土交通省が主体となって事業を進めている木曾三川下流地区広域観光連携協議会に参加しています。これは、3県下5市で構成しており、木曾三川下流のイベント情報の発信を行っております。また、県が主体となって海部地域の観光振興のため、行政、観光協会、商工会、ボランティアグループなどを構成員とした海部地域観光ネットワーク協議会を設立しており、海部地区観光情報の発信等を行っております。

今後の展開としましては、海部地域広域行政の一環として管内の観光担当課長で組織するワーキンググループの設置を検討中であります。また、県内のユネスコ無形文化遺産登録の取り組みを進めている市町の観光協会と連携したネットワークの構築を検討中であります。

#### ○7番（山岡幹雄君）

それぞれ3項目の御回答ありがとうございました。

まず最初に再質問としまして、空き家対策につきまして質問させていただきます。

特措法が国のほうで制定されまして、特措法の第6条に、空き家等対策計画の策定、協議会の設置と6条にあるわけですが、市は現在どのような状況になっているかお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

空き家の特別措置法第6条には、空き家等対策計画の策定、協議会の設置とあるが、現状どうなっているかというお尋ねでございます。

特措法第6条により、空き家等対策計画を定めることができると規定されておまして、多くの自治体が策定の予定であることは承知しております。また、第7条に規定の協議会の設置についても、空き家等対策計画の策定や建物の危険性の判断を第三者に意見を聞くためにも協議会の設置は必要であると考えております。県の助言をいただきながら、計画の策定と協議会の設置に向け検討を進めたいと考えております。ちなみに、本年3月現在、全国では、空き家等の対策計画の策定済みは63市区町村、県内では、瀬戸、春日井、犬山の3市が策定済みであります。

もう1つ、協議会の設置済みでございますが、全国では108の市区町村で、県内では、犬山市、東海市、清須市の3市が策定済みということでございます。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

愛西市のほうは、協議会が計画も策定されていないということで、既に愛知県で3つほどの自治体が行っているということですが、市の現状、空き家が257軒、住める状態もあって2,300

軒ほどあるということですが、実際、今回質問するのは、また後で御説明するんですが、この特措法の関係で特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るため、国のほうはガイドラインを作成しております。そのガイドラインをどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

ガイドラインについてのお尋ねでございます。

市町村が特定空き家等の判断の参考となる基準及び特定空き家等に対する措置に係る手続について考え方が示されているものでございます。この指針では、空き家等の判断について例示を含めて記載されておりますので、愛西市独自のガイドラインの作成は考えておりません。以上です。

**○7番（山岡幹雄君）**

計画とか協議会も定めていないということで、そのガイドラインも一応ないということですが、それで私も、2年ほど前に空き家について、条例について質問させていただいた経緯がございます。それから、既に2年はたっておるんですが、実際、空き家に対する相談、これは2年間でゼロならゼロで結構ですが、何件あり、ゼロ件であれば何もないんですが、その対応をどのようにされたか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

苦情関係でございますけれども、都市計画課において、苦情件数につきましては、27年度は8件いただいております。対応としましては、現地確認をした後、所有者、また関係者に郵送で状況写真と空き家の適正管理を求める通知文を出させていただいております。以上でございます。

**○7番（山岡幹雄君）**

今、部長が答えられて8件あったと。それで、いろいろ文書でもやられたということですが、そのほか苦情等ですね。実際どういうものがあるかという、2,300軒ほどの家が空き家になっているということで、実際、木とかいろんな草、住める状態ですが、いろいろそういう苦情等もあるかと思うんですが、どういう苦情が多かったのか、またそういう苦情に対して何件改善されたのか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

苦情の内容については、ほとんどが建物の損傷が激しいものや雑草が生い茂っているといった内容のものでございます。その中で、建物の取り壊しをされたというのも1件ございます。

**○7番（山岡幹雄君）**

それで、私の地域、佐織地区に数軒、空き家のひどい状況がございます。きょう、ちょっと資料、写真ですね。済みません、これが片方から撮ったものです。もう片方がこのような状況です。皆さんには、写真としてお渡ししてあります。隣が既に自分の家に来る状況で、あともう1軒、こんなような家が、手前のほうは既に下に壊れちゃって、この間の道路が市道9071号線でございます。

それで、実際この関係で、特措法はこうした住宅を自治体が特別空き家に指定し、所有者に

解体や修繕などを勧告・命令ができるようにし、命令に応じないときは自治体が所有者にかわって取り壊しをし、費用を所有者に請求することも可能になると。たしか1年ほど前にテレビでも関東のほうで取り壊しをされてニュースにもなりました。

それで、特措法の第9条に、市町村長は、当該市町村の区域内にある空き家等の所在及び当該空き家等の所有者等を把握するための調査その他空き家等に関しての法律の施行のために必要な調査ができるということになっております。それで、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るための必要な指針ということでガイドラインがございます。

そのガイドラインにつきましては、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状況、そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状況、適切な管理を行わないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状況という、国のほうがガイドラインをお示ししております。

そこで、特措法の第14条に、特定空き家等に対する措置、特定空き家等の所有者に助言・指導はできるということで、実際、先ほど御回答ございましたように、特措法については、空き家等の対策計画、協議会、県の指導について検討するという回答がございました。

それで、先ほど見ていただいた写真、手元にある資料でございますが、その1軒につきましては、昨年から市のほうに隣の方が今にも倒れそうということで相談に行きました。その相談がどのような相談で回答されたか、ちょっと本人いわく、いろいろ言い方はありましたが、先には進まなかったと。

あと、もう1軒のほうでございますが、やはり市道に面しており、市民の方から、もう今にも倒れそうと。実際、市がどのように数軒の家を調査しているかわかりませんが、消防のほうの方がこれを調査してみえるかどうかかわかりませんが、実際、現状、私の地域だけでもその2軒が現在写真のとおり建っております。

2年ほど前に、市のほうに空き家等の適正管理に関する条例制定を私はお願いしました。そのときに市長の回答は、きょうと同じように、県の指導をいただきながら検討されると回答がございまして、市長に申しわけございませんが、このような写真を見られ、市の空き家に対する考え方をお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

空き家の件につきましては、大変重大な状況だというふうに認識をしております。現在、部署間を通じた関係部署で情報共有をするために、庁内でプロジェクトチームの立ち上げに向け、現在準備を進めておりますので、今後対応していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

ぜひとも協議会等を立ち上げて、先ほど写真を見ていただいたように、お隣の方が、南海トラフではありませんが、また強風により建物が壊れたとき、所有者から補償してもらえるかどうかかわかりませんが、一刻も早く対応のほうをよろしくお願いいたします。

それで、最初、現時点の空き家について、2,300棟ほど空き家があるということですが、ほ

かの自治体では、きょう真野議員からもありましたように、空き家バンク、要するに愛西市に住もうということで、空き家の有効活用を通して人口増加、地域の活性化を図るため、空き家をお持ちの方から物件情報を、愛西市空き家情報バンクというものをつくって登録していただき、空き家の有効活用を図る制度でございます。そんなような形で要望して、空き家に対しては質問を終わらせていただきます。

次に、九州の地震の関係で、今現在いろいろ御苦労してみえる県民の方、地域の方がお見えになります。今回もそうですが、災害などで電力供給がとまったとき、市としましてどのような対応を行われるのか、お尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

電力供給がとまったときには、避難施設となっております公共施設においては、非常用電源装置が設置されている施設で電力供給は可能でございます。設置されていない施設では、懐中電灯のほか、ポータブル発電機を活用し、投光器等で照明対応を行いたいと考えます。

#### ○7番（山岡幹雄君）

一応、前も広島土砂の関係で、避難所に避難される方、やはり昼間の明るい時期はいいんですが、夜になると電気の供給がないと、いろいろトイレにも不安があるということで質問させていただきました。

それで、今回も電力供給がとまったときということで、一応それぞれ懐中電灯、ポータブル発電機という御回答がございました。皆さんもスマートフォンとかパソコン、iPad、私も持っておるんですが、今現在はIT社会、これはインフォメーションテクノロジーの略でございます。情報通信技術というインターネットで情報を受け取る社会のことをIT社会と申します。それで、コンピューターによる情報システムの利用が広く市民生活や企業、活動に浸透した社会を情報化社会、今やネットは我々の生活に欠かせない社会インフラとなってまいりました。

それで、スマートフォンでいろいろLINEとか、身元確認、また安否確認も家族の方とそういうやりとりができるんですが、それで再生エネルギー、風力とかいろいろ再生エネルギーを利用と国のほうも指導はしてみえるんですが、太陽光発電の形でちょっと質問をさせていただきますが、愛西市の現在の公共施設における太陽光発電の設置状況と活動状況についてお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず私のほうからは、太陽光発電の設置状況ということでございます。

市内では、本庁舎と市の総合斎苑、それから佐織中学校、永和地区防災コミュニティセンター、それから西保地区防災コミュニティセンターの5カ所に設置しておりまして、活用につきましては、その施設の電力の補助として利用しております。

なお、その中で、佐織中学校についてのみ蓄電池を設置しております。佐織中学校については、教育部長のほうからお願いします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは私からは、小・中学校の関係で御答弁させていただきます。

小・中学校施設の中では、平成27年度に愛知県の再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金を活用いたしまして、佐織中学校校舎の屋上に太陽光パネル、これにつきましては25キロワット、蓄電池30キロワットアワーを設置いたしました。この設備につきましては、生徒の環境学習に活用するほか、発電された電力は災害時に電力供給が絶たれた際に避難所となる佐織中学校、屋内運動場の電力として使用されます。以上です。

### ○7番（山岡幹雄君）

いろいろ太陽光の関係で、市内には5カ所、特に佐織中学校では、佐織中学校の屋内運動場で電力として使用できると。今回なぜこういう質問をするかといいますと、やはり私も携帯を持っております。スマートフォンは持っていません。iPadは持っています。それで、やはり一つの安否確認でも何でもそうですけど、またスマートフォンにつきましては、懐中電灯のかわりにもなるわけですわ。そうすると、災害はいつ来るかわかりませんが、それを利用して充電がなくなると。

今回、太陽光の再生エネルギーにつきまして、避難所の指定もいろいろ市民の方にお示しするんですが、やはり佐織中学校に行けば充電ができるというようなことで、3月7日の広報にも記載がございました。それで、ほかの5カ所にはそれぞれできるできないとありますが、私からすると、それぞれ施設があるわけですが、私も電気関係は疎いんですけど、太陽光があれば直接充電できるかなあとと思ったら、直流から交流にする機械がないとできないということでございます。ですから、佐織中の体育館はできるんですが、いろんな施設が、太陽光があるから電気があるということは多分、その辺ちょっと調べていただいて、できれば、せっかく太陽光の設置があれば直流から交流にする機械をやって、どれだけ料金がかかるかわかりませんが、災害のときにはやはりそういうものはあって、すぐ市民の方にお示しできるような形をとっていただきたいです。

それで、今回いろんな自治体が公共施設の公有財産についての活用をしてみえます。先日、高松議員から公有財産の利用についてということで、総務部長のほうから太陽光発電というような、再生エネルギーをやるという回答がございました。

それで、私ちょっと調べさせていただきました。尾張旭市は小・中学校に去年太陽光を設置されました。あと、名古屋市も平成28年2月末現在で342カ所に太陽光設備をやって、屋根貸しの方式を184カ所、直営設置が156カ所、リースが2カ所ということで、名古屋市につきましては、公有財産を活用した太陽光発電事業者募集要項というのがございます。この要項の中には、まず災害時や非常時は、太陽光発電による電力を市が無償で使用することができるよう、必要な場所にコンセントを設置するとともに活用方法を提案する。これはどういうことかというところ、名古屋市の公共施設の屋根に設置をし、災害があったらそのコンセントを無償でできるようにすると。それで使用料等、この場合、名古屋市の場合ですが、使用料は応募の際、面積1平米当たり年額100円以上とする提案をするということで、今回第2期だと思いますが、一応募をされます。愛西市のほうも公有財産の活用ということで実施の考えがあるかどうか、

お尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

公有財産を活用した太陽光発電事業はという御質問でございますが、御紹介ありましたように、既にほかの自治体では取り組んでみえるところもございます。愛西市においても、公共施設の屋根貸しの太陽光発電での貸し付けは現在実施しておりません。今後、太陽光発電事業を避難施設となる公共施設に設置する場合は、関係課とも協議をして検討して進めていきたい、このように考えております。

○7番（山岡幹雄君）

小・中学校以外も、先ほどコミュニティにも太陽光が設置してあるということでございますので、実際各地域にコミュニティもございます。小・中学校以外にも公共施設があって、できればそういう事業もありかなという形でぜひともよろしく申し上げます。

続きまして、3点目の観光についてお尋ねいたします。

今回、観光につきましては、皆さんも御存じだと思うんですが、愛西市の道、ふるさとの道100選に認定されたということでございます。この認定について、ちょっと説明のほうをよろしくお願いたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、御説明をさせていただきます。

これにつきましては、一般財団法人並びに地方自治研究機構が中心となり、構成される新日本歩く道紀行100選シリーズ委員会が全国から候補を募集し、ふるさとの道を初め10のテーマでそれぞれ100選を認定するという企画であります。それに観光協会が応募をし、認定を受けたものであります。

コースにつきましては、愛西市観光協会がガイドブック「あいさい物語」などで皆さんに推奨してきた市内のウォーキングコースのあいさいロードであります。観光協会としましては、平成28年度の事業計画の中で位置づけており、秋ごろに10キロ程度のルートを選定し、歩く会の実施を予定しているところでございます。

○7番（山岡幹雄君）

これ、全国のふるさとの道100選に市が認定されたということでございます。

それで、これを全面的に市のほうはどのように取り組むか。観光協会が10キロコースを選定して、歩く会の実施を行うということでございますが、愛西市のスマートガイド「あいさいさんともめぐるめぐると」と散策する観光案内に役立つものに対して、実際いろいろコースはあるんですが、名所とか道標の整備がされていないように思います。昔であれば、この道を行くと名古屋に行くとかいろいろあるんですが、観光関係の看板とか道標の整備がどのようになっているか、お尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

愛西市内の観光関係を含め、史跡、名所、建物、公共施設、道路標示等の案内看板につきましては、所管する部署にて必要と思われるところに設置をされております。観光地図をまとめ



たものや関係した箇所へのルート案内、また関連するものを集約した形のもの、また各地域で総合案内的に掲示した形の案内看板等は、愛西市内においてはまだほとんど設置されておられません。

#### ○7番（山岡幹雄君）

愛西市には、「あいさいさんとめぐるめぐると」という散策する、いろいろ文化財、いろんなところが表示してございまして、やはりそういうものもぜひともつくっていただきたいなと。それで、その看板の下に、地域のスポンサーにお願いし、その看板に会社、企業をやられたらどうかなあという提案でございまして。

それで、歩くのもいいんですが、実際一つの例を挙げますと、勝幡駅、これは駅を開発されて、相当市のほうもお金を投資して、投資というか整備をされてみえます。そこには、信長のお父さん、お母さん、信長を抱いたモニュメントがあるんですが、そこへ行くに関して、実際市民の方から駐車場がないと。愛西市に来て、車で行く場所はいろいろ行けるんですが、駐車場がないと。どこへ行けばいいかなあ。実際、近くに有料駐車場があるんですが、そういうことがちょっと市民の方からお話でございました。

それで、今回、散策するのはいいんですが、要するに市内観光をしたい場合、巡回バスがあるんですが、休日は運行がされておりません。きょうも真野議員がいろいろ巡回バスについて質問されたんですが、観光するに当たって巡回バスが土・日にも運行できないかなあということで、市のほうのお考えをお尋ねいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

巡回バスの利用ということでございまして、愛西市の巡回バスについては、移動手段の一つである、いわゆる市民の足として公共施設利用の利便性向上のため運行をしております。本来の目的は、地域の住民の利用が主なものとなっております。現在のところ、観光を主体としたコースの新設や変更、休日等の観光コース優先への変更、そういったものは考えておりません。以上です。

#### ○7番（山岡幹雄君）

隣の津島ですと、有料ですが休日も回っておるといふふうに聞いております。

それで、実際、今回の資料、「めぐると」というやつでございまして、「めぐると」に英語で表示もしてございまして。外国人の方も観光できるようにという形でこういうパンフレットができております。後で説明するんですが、こちらのピンクで塗ったところが大型規制がかかっておって、実際観光バスが通れない。これは後でまた質問するんですが、実際こういう関係で、一番僕が言いたいのは、立田大橋のところから北へ、市道2号線ですね。観光バスが乗り入れする場合は、担当課に聞いたら、公安の許可をもらえば通れるということでございます。それで、この規制がかかったのはいつからですかということで、立田村当時から規制はかかっておって、今現在も規制がかかっていると。それを解除するにはどうしたらいいんだということでお尋ねしましたら、やはり市民の方にお伺いをして、その道路を大型が通っていいか悪いか、やはり市民の方に協議をしていただくという回答がございました。これ、まずいつからこ

ういう大型規制になって、解除ができないか。これ、ある事業者から、いつでも道路を通れるようにできないかと。いろいろイベントをやる方がお見えになるんですが、僕もちょっと調べさせていただいたら、やはりそういう規制がかかっているということでございます。

先ほど、立田大橋のほうから小家のほうへ行って、今回、塩田、今年度交差点改良がござい  
ます。何か県道であると大型バスは通れるらしいです。塩田を東のほうへ行きますと広域農道  
があって、それを北のほうへ行きますと県道のほうに抜けられるということでございます。

そんなような形で、実際、道路の整備、要するに道路の整備はあるんだけど、大型が通れる  
かどうか。先ほどいろいろ見せましたように調べましたら、佐屋地区は道が狭いもんですから  
大型は通れないところがあるんですが、やはりそういう道路改良もされるということであれば、  
そういうことも考えて大型バスが通れるような考え方を持ってみえるかどうか、お尋ねいたし  
ます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず1点目の、いつごろから大型の規制がかかっているかということでございますけれども、  
これについては、恐らく農免事業という事業で、旧立田村のときに整備したときから大型規制  
がかかっているというふうに思っております。

それと、解除できないかということでございますけれども、議員もお話の中で言ってみえま  
したけれども、公安委員会との協議がこれについては必要でありますので、よろしくお願いい  
たします。

あと、整備については、場所によりますけれども、あくまでもこの農免関係につきまして  
は、今の現状では地元等の協議も必要になりますし、公安委員会との協議も必要になってくる  
わけでございますので、今後農道関係につきましても、できるだけ大型が通行できるような形  
にはしていきたいと思っております。

#### ○7番（山岡幹雄君）

ぜひとも、私もそういう道路整備がしてあれば、間違いなく大型は通れるかなあというふう  
には思ったんですが、やはり数年来から規制がかかっているということで、その辺を法律と一  
緒で、やはりその法律が何年に施行されて、今現在なぜそれが必要かという協議もいろいろ皆  
さんで協議していただいて、やはり観光ということは、今、いろいろ外国の方も、せっかくこ  
のマップにも英語で一応表示もしてあります。

それで、今回いろいろ勉強させていただいて、認定された道路も100選に選ばれたものもそ  
うですが、健康の関係で散策するマップも健康推進課にもあります。それで、散策するのはい  
いんですが、あと文化財もいろいろあります。市民の方からいろんな点はいっぱいあるんだと。  
それを結ぶものが愛西市の場合はないと。ウォーキングでも歩くでもそうですが、それじゃあ、  
そこまでどうやって行けばいいんだと。じゃあ、みんなで車に乗り合わせていくけど、スター  
ト地点に駐車場がないとか、巡回バスに乗って行けばいいのというと、先ほど言ったように、  
土・日はそこまで行けないと。だから、いろんな形でやはり横の連携をしていただいて、どう  
いう活用が一番市のほうとして、来ていただいて、また2回目、3回目という形で来ていただ

く方法を考えていただきたいです。

次に、観光事業について、観光船についてちょっとお尋ねします。

これ、済みませんが、こちらにあるわけですが、一応4カ所、松田から小家、田尻ですか。それから、その上が後江だったかな。ちょっと、先ほど聞いておりましたけど、4カ所。なぜこれがわかったかという、係留する許可が平成16年から10年間許可がとってあります。これは、先週私が写真を撮りに行きました。これ、担当課のほうに伺ったら、一応許可はとってあるけど、更新の許可の期限は変更していないということで、すぐ変更されたそうです。

それで、これは小家というところの船つき場で係留所でございますが、葛木の観光組合の漁船の渡し船の係留所のところでございますが、ある市民の方から、そこにはトイレがないと、不便だということで御相談がございました。

それで、小家というところを私もちょっと見に行っただけですが、そこには国の施設として、皆さんも御存じかもわかりませんが、バーベキュー、またグラウンドゴルフ、そこにトイレもございます。きょうのあしたじゃないですけど、そこにやはり観光船の係留所をつけたらどうかあという提案でございます。実際そこへ行っていただきますと、やはり道の駅もあり、また木曾三川公園、また船頭平開門へ行かれるかわかりませんが、そんなような形でその係留所が活用できないか、お尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

葛木の観光船の乗り場を小家の係留所に変更できないかという関係でございますけれども、小家の係留施設につきましては、立田漁業組合が管理しております。また現在、組合員などの船が係留しているため、観光船の乗り場については変更できないという考えでおりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○7番（山岡幹雄君）

これで今回の質問は終わらせていただくんですが、やはり施設も、愛西市、庁舎はきれいになり、組織も機構改革され、今一層横の連携を密にさせていただいて、庁舎は新しくなって機構改革も変わったんですが、市民の方は期待をしておりますので、いろんな形で協議され、前向きに御検討をよろしくお願い申し上げます。私の今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（大島一郎君）

7番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月10日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時33分 散会

